

豊橋市歯科口腔保健推進計画

平成 30 年 3 月

豊橋市

はじめに



歯と口の健康は、食べる喜び、話す楽しみなど生活の質（ＱＯＬ）に直接かかわるとともに全身の健康にも深く関与していることが明らかになり、その大切さが見直されてきています。そして生涯にわたる歯と口の健康づくりは、健康寿命の延伸に大きな役割を担っていることから、平成 23 年 8 月、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与することを目的とした「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。

豊橋市では健康づくりを市民、地域、関係機関、行政が一体となって進める「健康とよはし推進計画」を策定し様々な取組みを進めてまいりました。平成 24 年度に改定した 2 次計画では、基本理念に「健康寿命の延伸」を掲げ、4 つの基本方針、13 の分野別計画の中に「歯・口腔の健康の推進」を重点的に取り組む項目と定め、むし歯、歯周病予防を中心とした歯科保健施策の推進を図ってまいりました。

歯科口腔保健の重要性に鑑み、こうした取組みをさらに推進するため、平成 28 年 3 月に「豊橋市歯科口腔保健推進条例」を施行しました。今般この条例に基づき、子どもから高齢者まで生涯にわたって切れ目なく歯科口腔保健施策を総合的かつ計画的に推進するために、「豊橋市歯科口腔保健推進計画」を策定しました。本計画では、計画の目指すものとして「生涯にわたる歯と口の健康の保持増進～自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指して～」を掲げ、個人・家庭、地域、行政が一体となって取り組み、本市の歯科保健の水準を高め、市民が健やかに暮らせるまちなりにしていきたいと考えています。

本計画の策定にあたり、2 か年にわたりご尽力いただきました「豊橋市地域保健推進協議会」および「豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会」の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントでご意見をいただきました市民の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

豊橋市長 佐原 光一

目 次

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置づけ・他計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 豊橋市の現状

- 1 人口の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 出生・・ 7
- 3 死亡・・ 7
- 4 医療費等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 歯科保健の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 計画の目指すもの

- 基本方針1 乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援・・・16
- 基本方針2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進・・・17
- 基本方針3 歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備・・・・・・・・・・17
- 計画の体系・・18

第4章 基本方針別計画

- 1 乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援・・・・・・・・20
 - (1) 乳幼児期における健全な歯と口の育成
 - (2) 学齢期におけるむし歯と歯肉炎の予防
 - (3) 成人期【妊産婦含む】における歯周病と歯の喪失予防
 - (4) 高齢期における歯の喪失防止
- 2 定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進・・・42
 - (1) 障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者における受診したいときに受診できる環境づくり
- 3 歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備・・・・・・・・・・・・・・48
 - (1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発
 - (2) 歯と口の健康づくりに携わる者の支援と資質の向上
 - (3) 災害時の歯科口腔保健対策

第5章 計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

【資料編】

1	計画策定体制	55
	(1) 策定組織図	
	(2) 豊橋市地域保健推進協議会設置要綱	
	(3) 豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会設置要綱	
	(4) 豊橋市地域保健推進協議会歯科保健推進部会運営要領	
	(5) 健康とよはし推進計画等策定会議設置要綱	
	(6) 計画策定の経緯	
2	用語説明	65
	※ 本文中「※」をつけた用語についての説明をしています。	
3	豊橋市歯科口腔保健推進条例	67
4	あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例	69
5	歯科口腔保健に関する法律	73

※※ 平成31年5月に改元が予定されていますが、わかりやすい表記とするため、平成31年度以降も「平成」を使用しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

本市は、むし歯や歯周病ともに、国や県と比べて有病率^{ゆうびょうりつ}*が高い状況にあります。

歯と口の健康は、心身の健康を保持増進し生活の質（QOL）を高めていくうえで重要な役割を果たしています。また、高齢になっても歯が20本以上ある人は、0本の人に比べて健康寿命*が長く、要介護でいる期間が短いことがJAGES（日本老年学的評価研究）の研究で分かっています。

乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージの特性と地域の特徴に合わせ、切れ目なく、積極的に歯と口の健康について働きかけていく必要があります。

平成23年8月、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与することを目的とした「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。

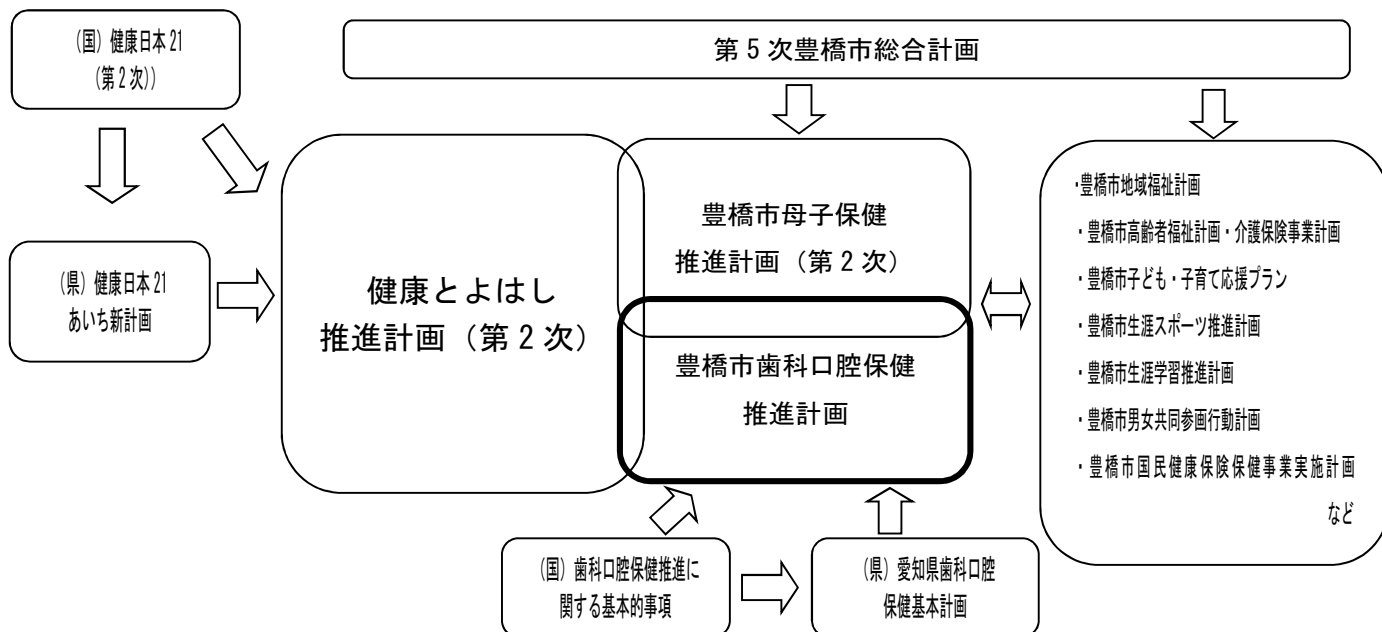
本市では、平成13年度に「とよはし健康ビジョン」、平成14年度には市民の健康づくり活動を支援する「健康とよはし推進計画」を策定しました。

平成24年度には、「健康とよはし推進計画（第2次）」を策定しました。この計画は「第5次豊橋市総合計画」を上位計画として、その他の関連計画と連携を図りつつ、「健康寿命の延伸」を実現するために、4つの基本方針、13の分野別計画から構成されています。「歯・口腔の健康の推進」は重点施策となっています。

平成28年3月に「豊橋市歯科口腔保健推進条例」を施行し、同年10月「豊橋市口腔保健支援センター」を設置しました。口腔保健の重要性を踏まえ、歯科疾患の予防、口腔の健康保持増進に関する基本施策を推進するため、本条例第8条の規定に基づき「豊橋市歯科口腔保健推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ、他計画との関係

本計画は豊橋市歯科口腔保健推進条例に基づいて策定され、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画とし、その他関連計画とも整合性を持たせて策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度を初年度とし、平成34年度までの5年間とします。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
豊橋市歯科口腔保健推進計画								豊橋市歯科口腔保健推進計画 (平成30年度～34年度)				
(国) 歯科口腔保健に推進に関する基本的事項			歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (平成25年度～34年度)									
(県) 愛知県歯科口腔保健基本計画			愛知県歯科口腔保健基本計画 (平成25年度～34年度)									
健康とよはし推進計画			健康とよはし推進計画(第2次) (平成25年度～34年度)									
						調査	中間見直し				調査	最終評価
豊橋市母子保健推進計画			母子保健推進計画(第2次) (平成25年度～34年度)									
						調査	中間見直し				調査	最終評価
第5次豊橋市総合計画	基本構想 (平成23年度～32年度)											
	前期基本計画 (平成23年度～27年度)					後期基本計画 (平成28年度～32年度)						

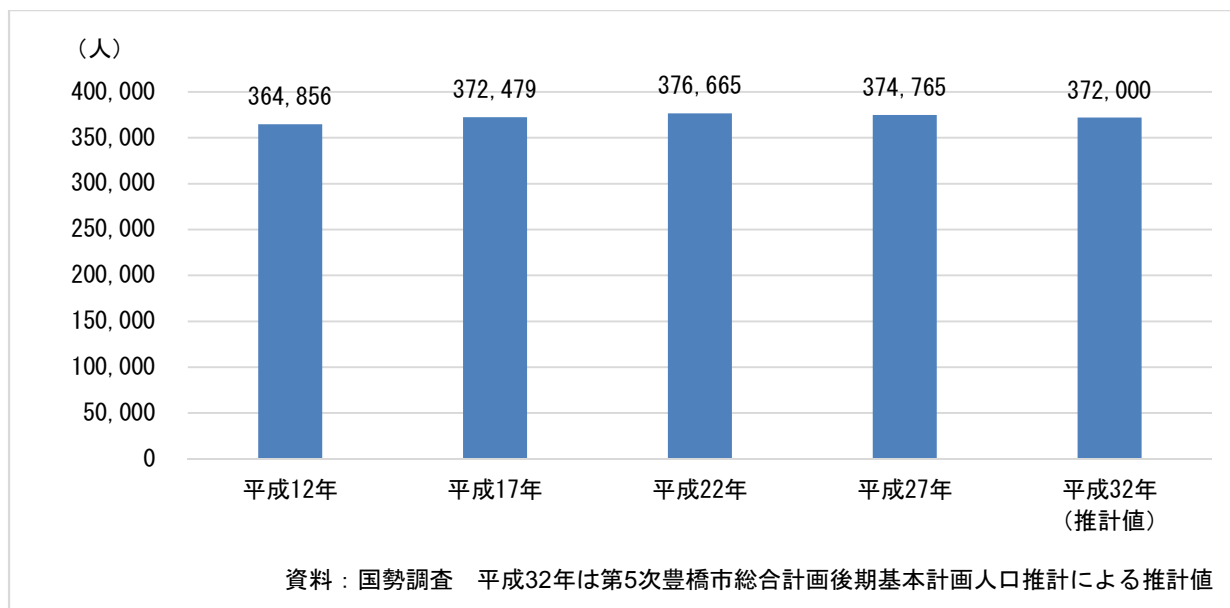
第2章 豊橋市の現状

第2章 豊橋市の現状

1 人口の状況

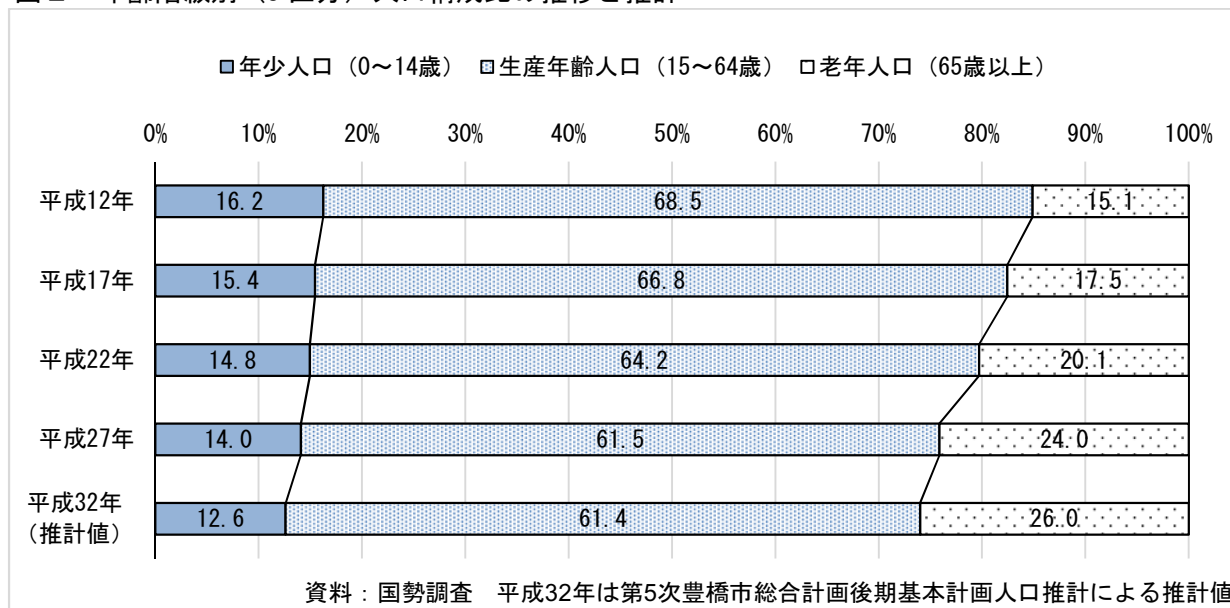
本市の人口は、平成22年までは堅調に増えてきました。しかしながら、出生率の低下などにより平成32年には約372,000人になると推計しています。

図1 人口推移と推計



年齢階級別人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少していく一方、老年人口（65歳以上）の割合は増加し続け、平成32年には老年人口は26.0%と推計しています。

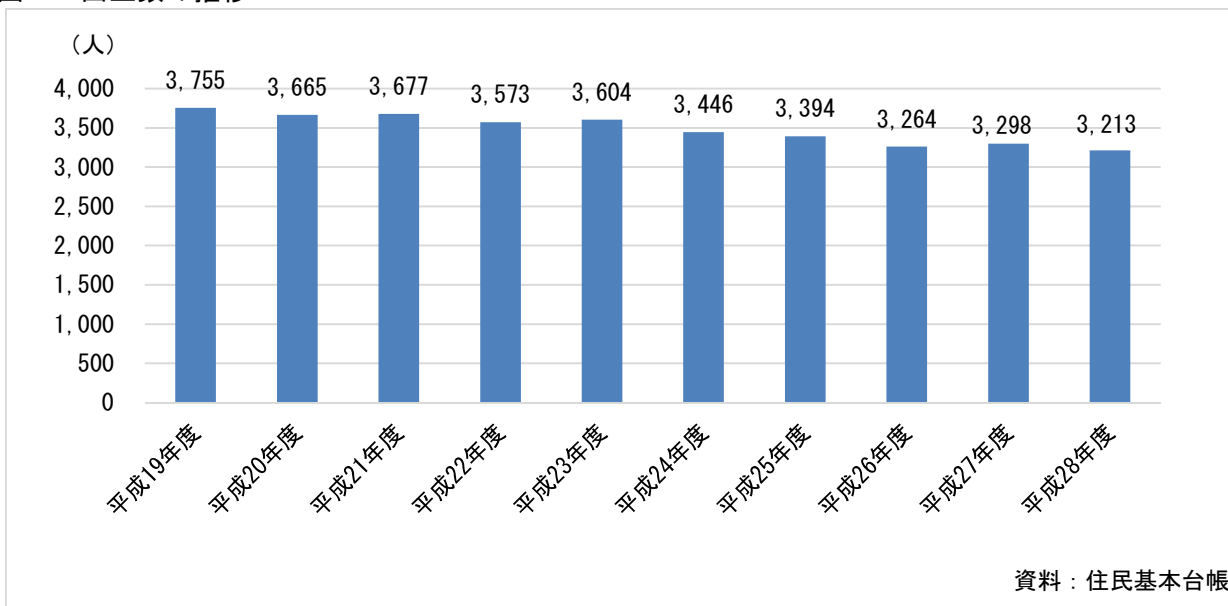
図2 年齢階級別（3区分）人口構成比の推移と推計



2 出生

出生数は、平成 24 年度以降減少傾向にあります。

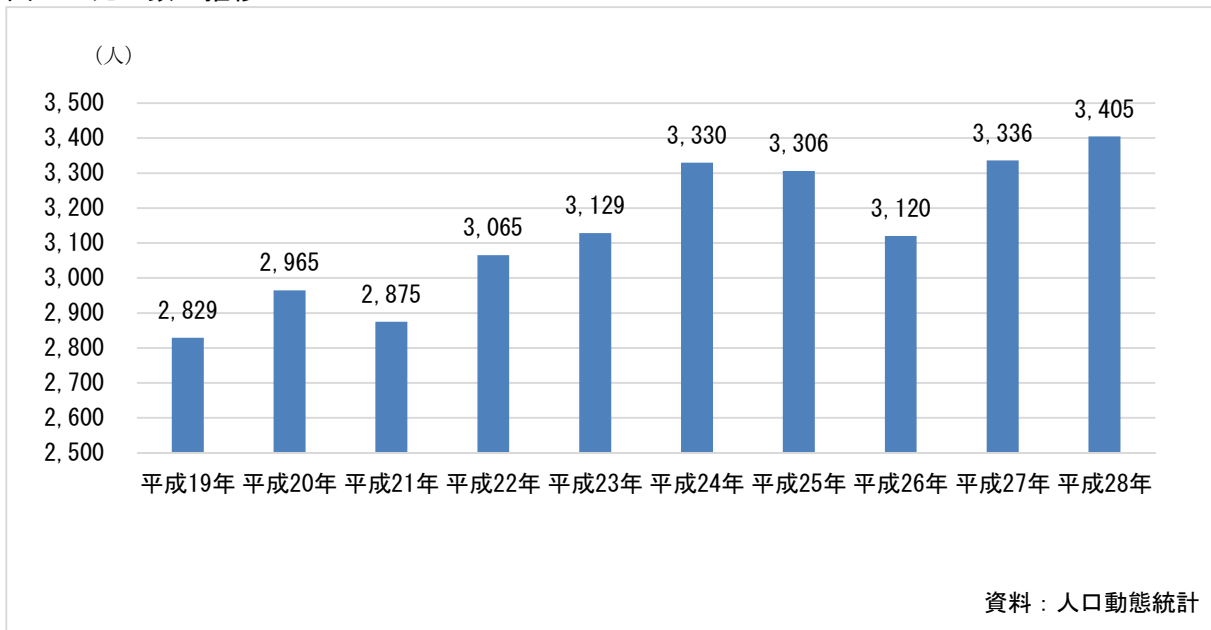
図 3 出生数の推移



3 死亡

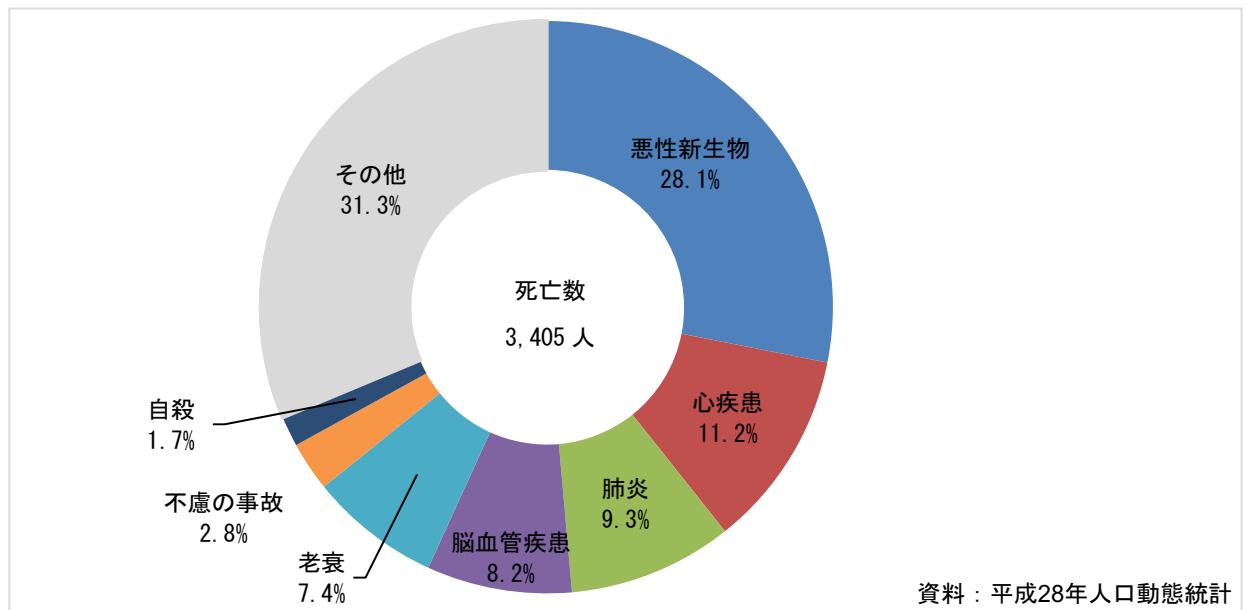
本市の死亡数は平成 22 年以降 3,000 人を超えて推移しています。

図 4 死亡数の推移



死亡原因は、「悪性新生物（がん）」が最も高く、次いで「心疾患」、「肺炎」の順となっています。

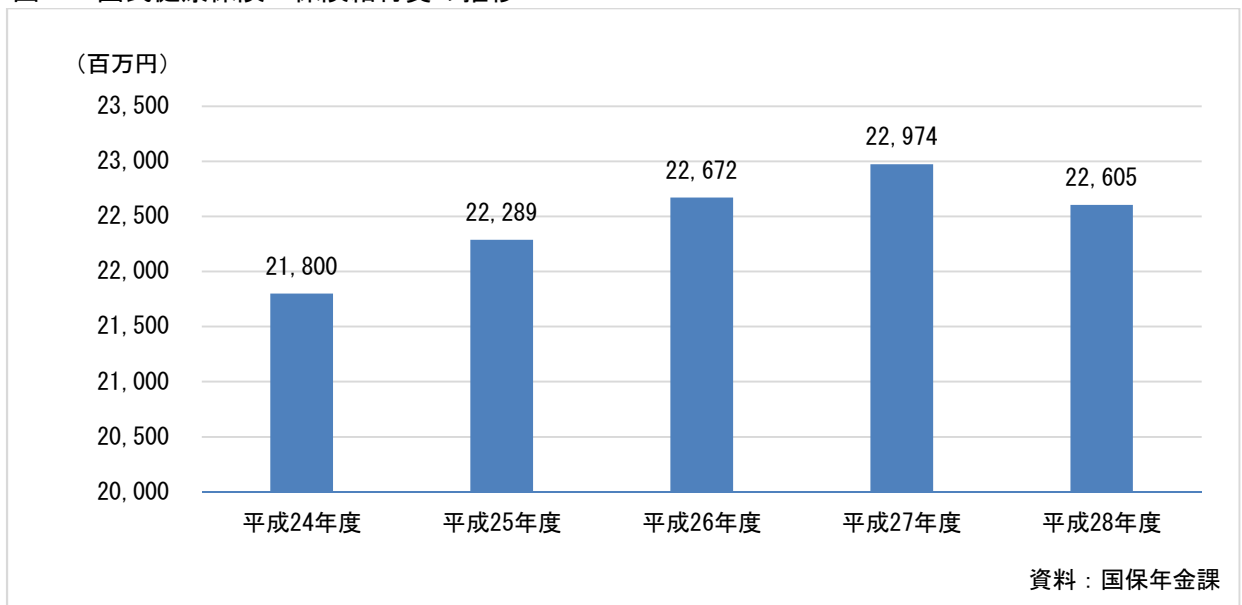
図5 豊橋市死亡内訳



4 医療費等の状況

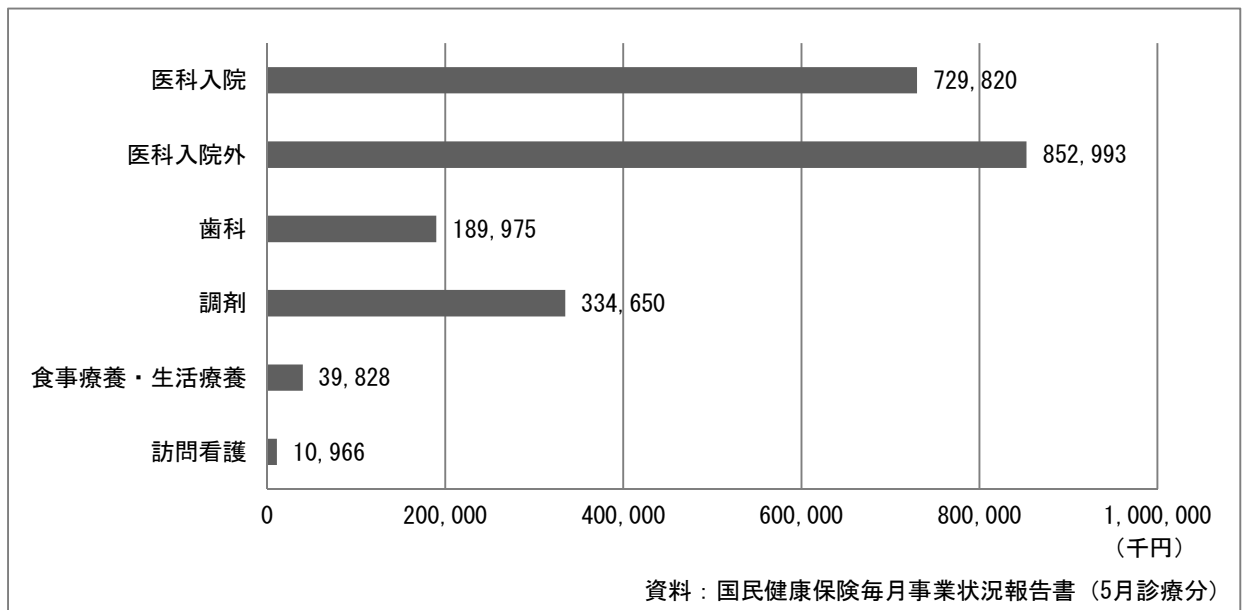
本市の保険給付費（医療費のうち、患者負担分を除いた保険者の支出分等）は年々増加してきましたが、平成28年度は後期高齢者医療制度への移行者の増加等による被保険者数の減少に伴い、減少しています。

図6 国民健康保険 保険給付費の推移



本市の療養の給付の内訳をみると、最も多いのは「医科入院外」です。次いで「医科入院」「調剤」「歯科」となっています。

図7 療養の給付等内訳

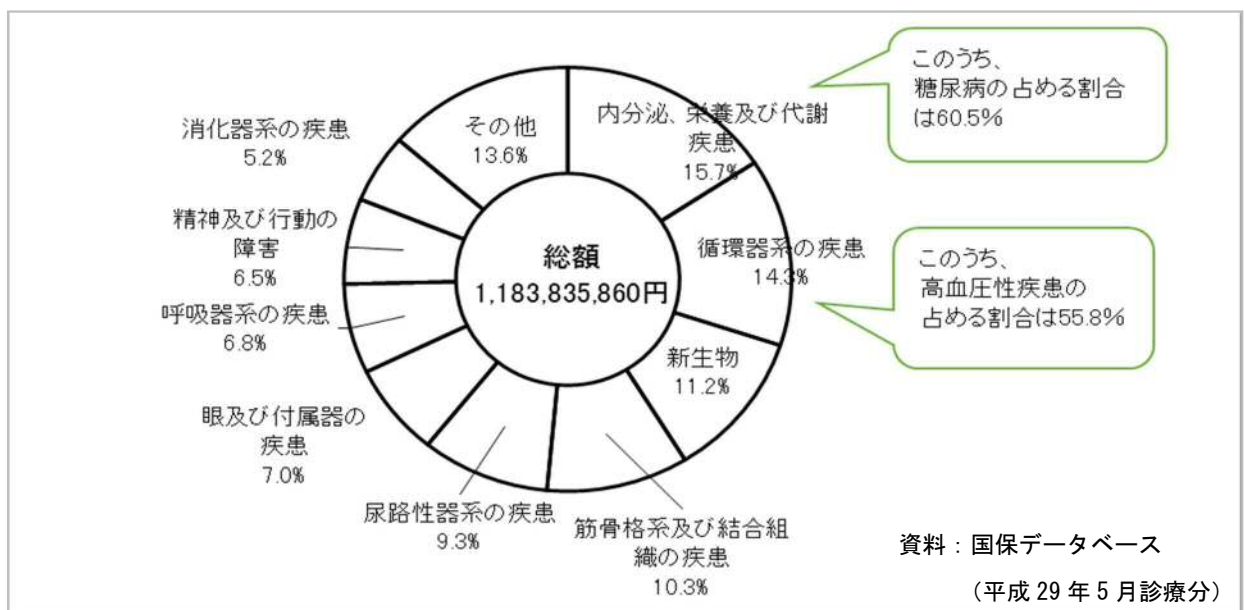


本市の外来医療費の内訳をみると、最も多いのは「内分泌、栄養及び代謝疾患」です。次いで「循環器系の疾患」、「新生物」の順になっています。

「内分泌、栄養及び代謝疾患」のうち糖尿病の占める割合は60.5%、「循環器系の疾患」のうち高血圧性疾患の占める割合は55.8%です。

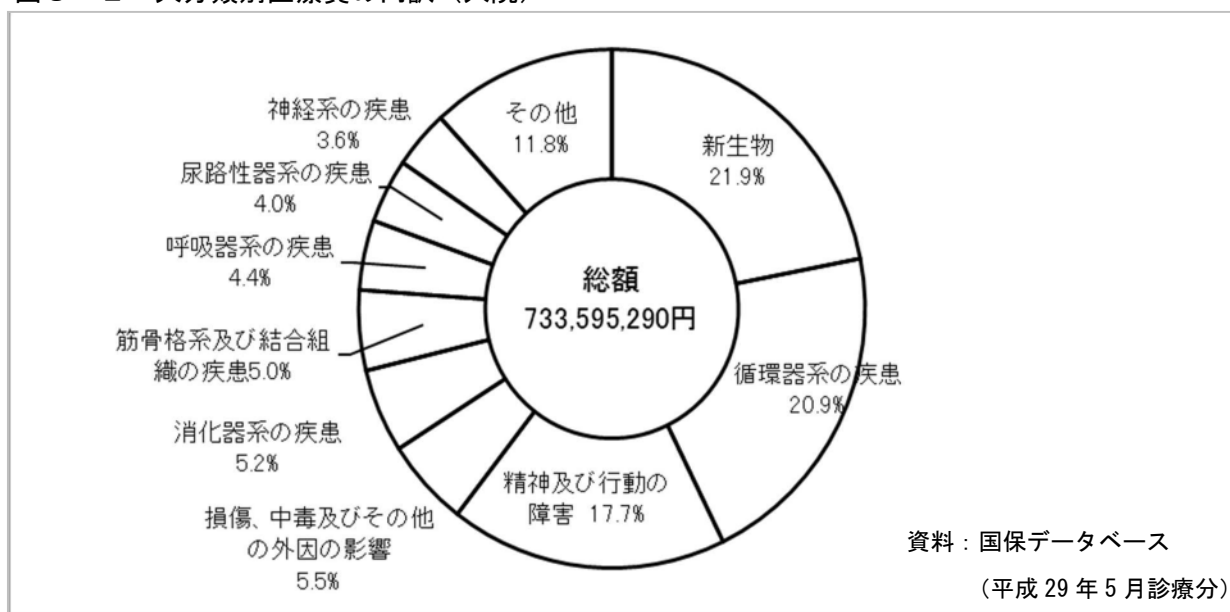
歯周病は、お口の中の病気の1つではありますが、身体の中の様々な状態とも関連しているため、全身疾患への影響があることが分かってきました。とりわけ、糖尿病、心疾患、低出生体重児、誤嚥性肺炎^{*}は、重篤な歯周病に罹患していると重症化することがあります。

図8-1 大分類別医療費の内訳（外来）



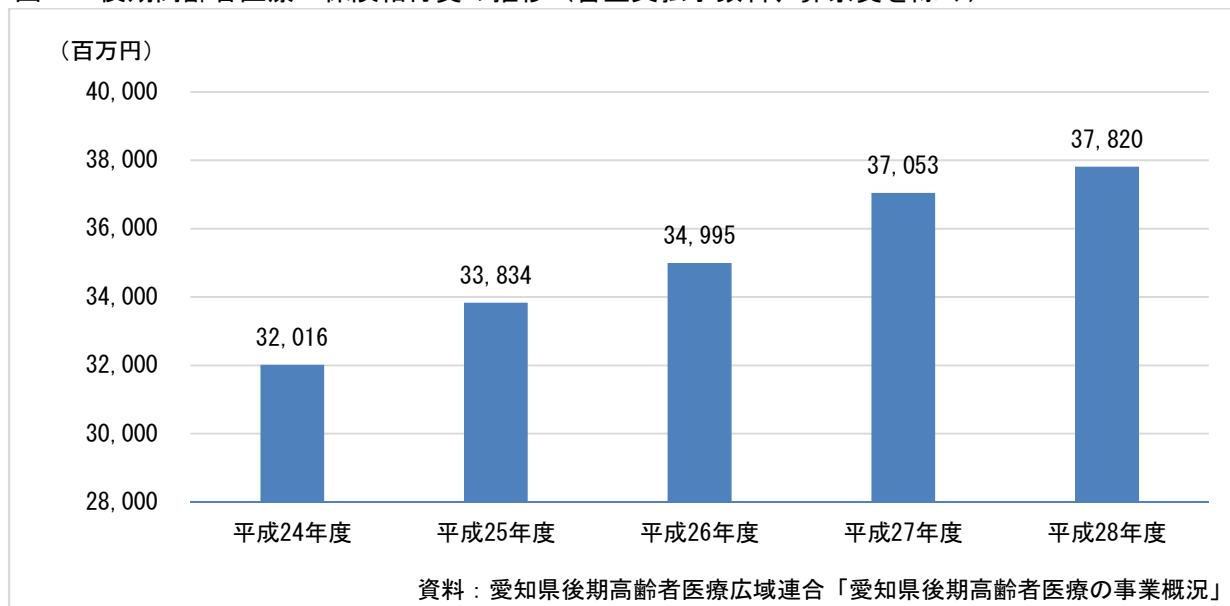
入院医療費の内訳で最も多いのは「新生物」です。次いで「循環器系の疾患」、「精神及び行動の障害」の順となっています。

図 8 - 2 大分類別医療費の内訳（入院）



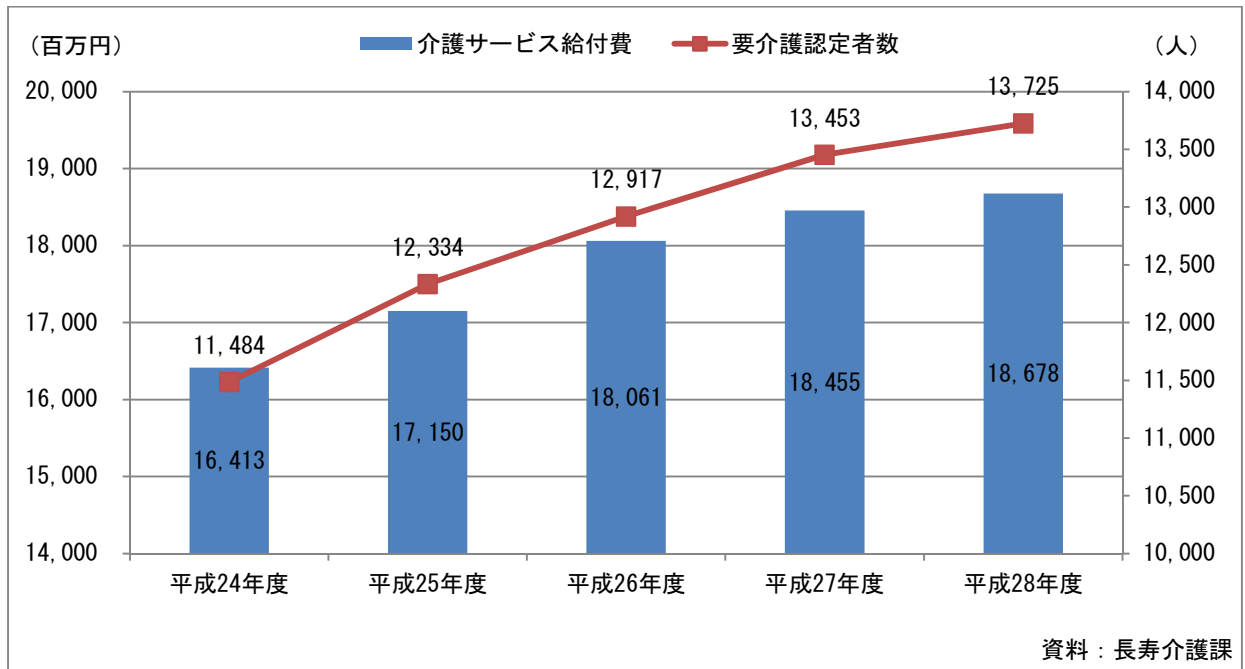
後期高齢者医療費も年々増加傾向にあります。

図 9 後期高齢者医療 保険給付費の推移（審査支払手数料、葬祭費を除く）



介護保険サービス給付費は、要介護認定者数の増加に伴い、増加傾向にあります。

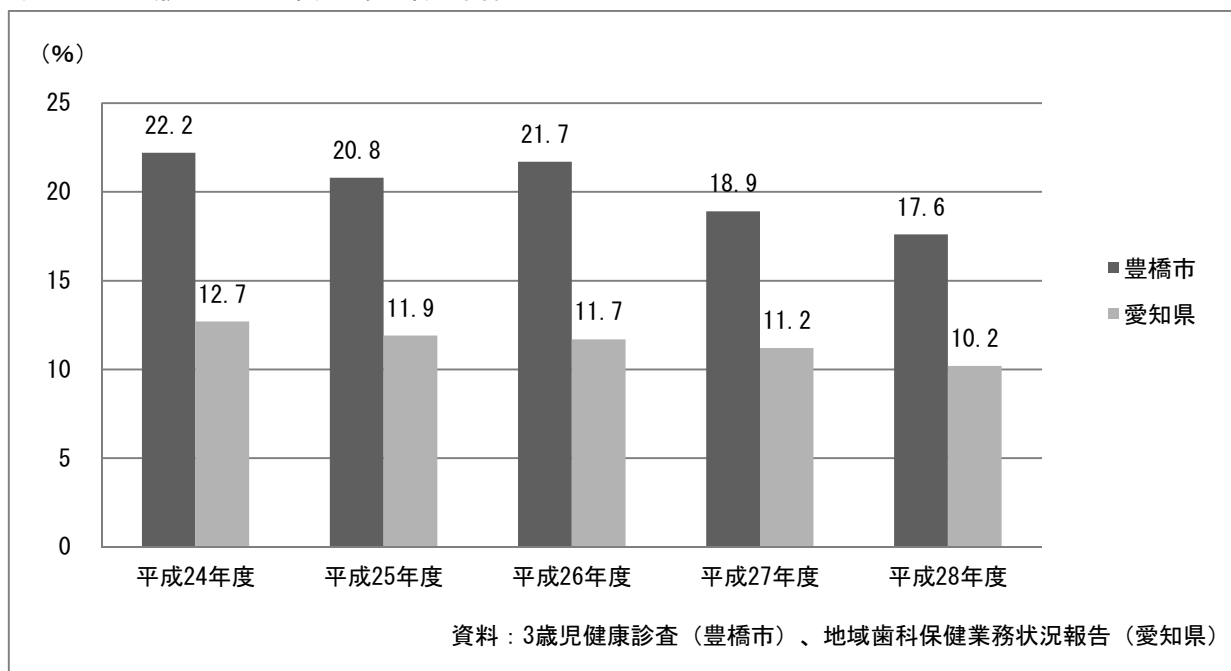
図10 介護保険サービス給付費及び要介護認定者数の推移



5 歯科保健の状況

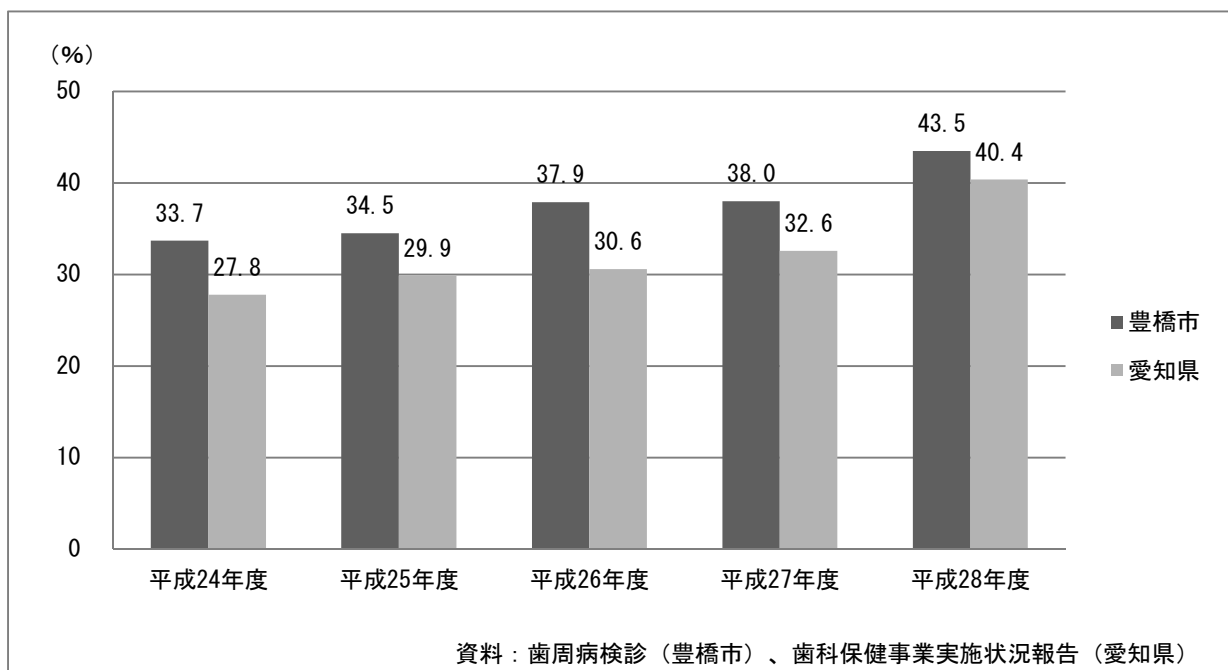
3歳児のむし歯のある者の割合は減少傾向にありますが、愛知県と比較すると高い状況です。

図1-1 3歳児のむし歯のある者の割合



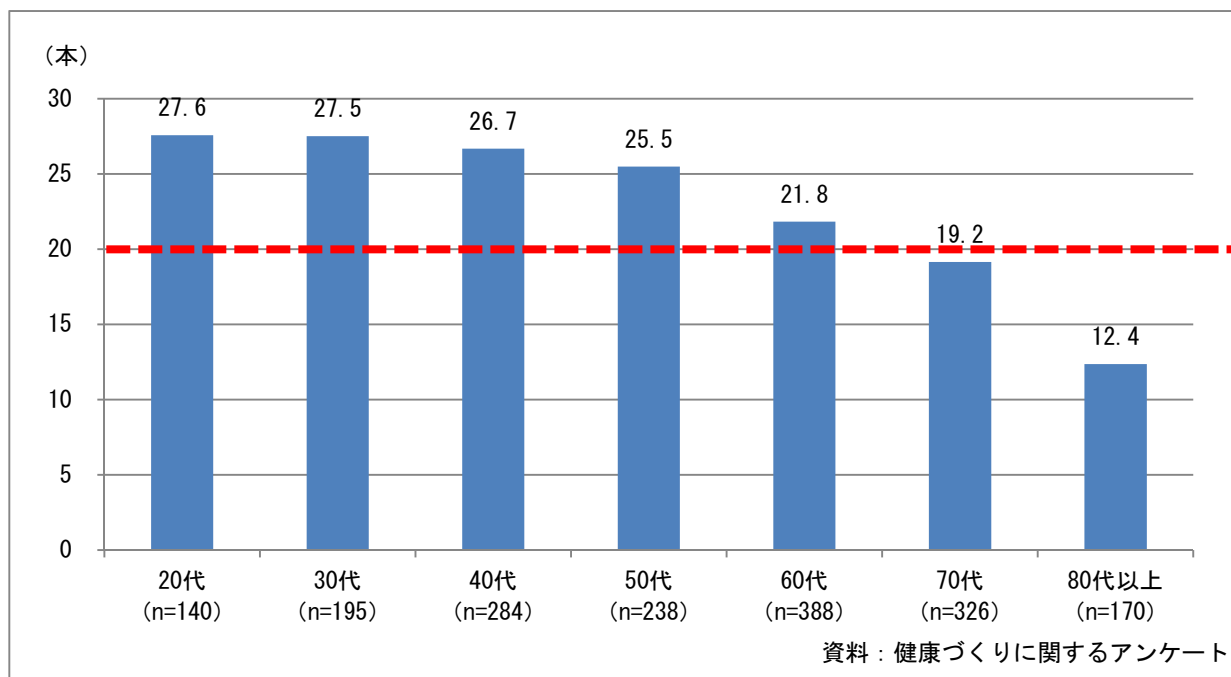
40歳で歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合は年々増加傾向にあり、愛知県と比較しても高い状況です。

図1-2 40歳で歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合



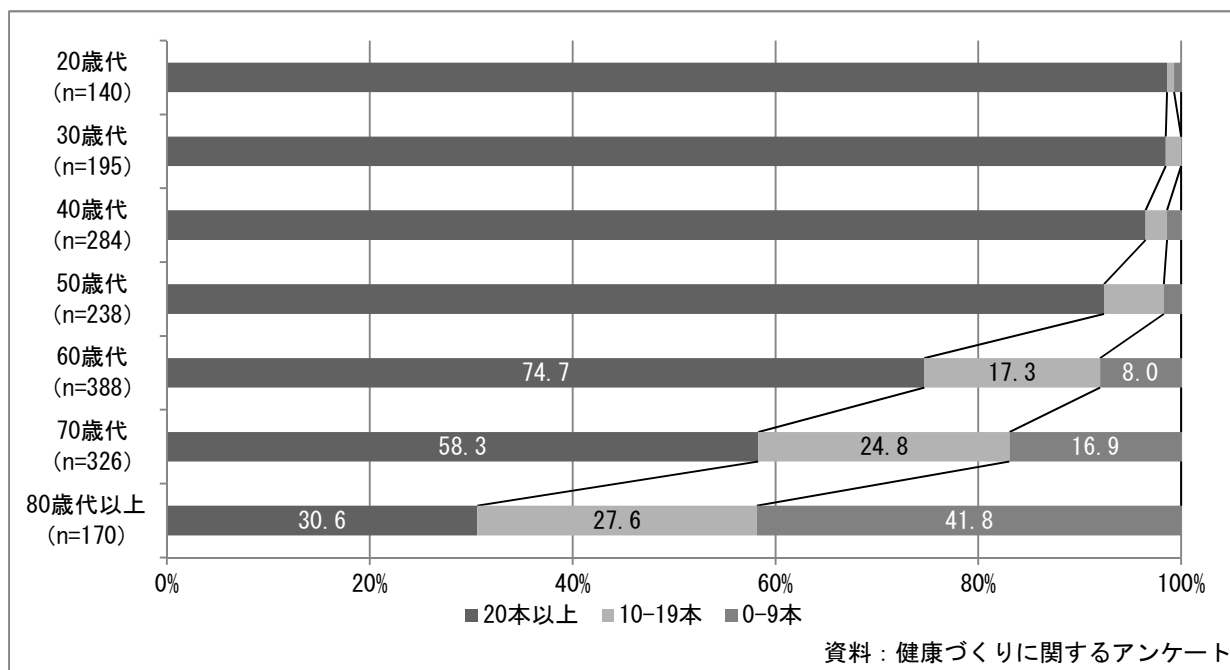
歯の平均本数は年代ごとに徐々に減少し、70歳代で20本を下回ります。

図13 年代別歯の平均本数



年代別歯の残存数別割合も、20本以上ある者の割合は50歳代から減少し、60歳代では8割を下回ります。80歳代以上では、4割を下回ります。

図14 年代別歯の残存数別割合



第3章 計画の目指すもの

第3章 計画の目指すもの

生涯にわたる歯と口の健康の保持増進 ～自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指して～

生涯にわたる歯と口の健康の保持増進は、食べる喜び、話す楽しみなどのために重要なことであり、生活の質（QOL）の向上を高めていくことにもつながります。

本市は、乳幼児期にむし歯を有する者の割合や、成人期に歯周病を有する者の割合が高いため、保護者への啓発や若い世代からの意識の向上に取り組み、むし歯・歯周病予防を進めます。

保健、医療、福祉、職域や教育など関連施策との有機的連携を図り、乳幼児期から高齢者まで、市民がライフステージごとの特性に応じた効果的かつ総合的な歯科口腔保健を推進することを目指し、「健康寿命^{*}の延伸」を図ります。

また、自分の歯でおいしく食べることができる歯と口を目指すためには、生涯にわたり自分の歯を20本以上保ち、歯と口の機能を維持することが必要です。健やかな生活を送ることを目指す「8020（ハチマルニイマル）運動^{*}」も推進していきます。

そこで、歯と口の健康づくりとして取り組むべき課題を踏まえ、3つの基本方針を定めます。

基本方針 1

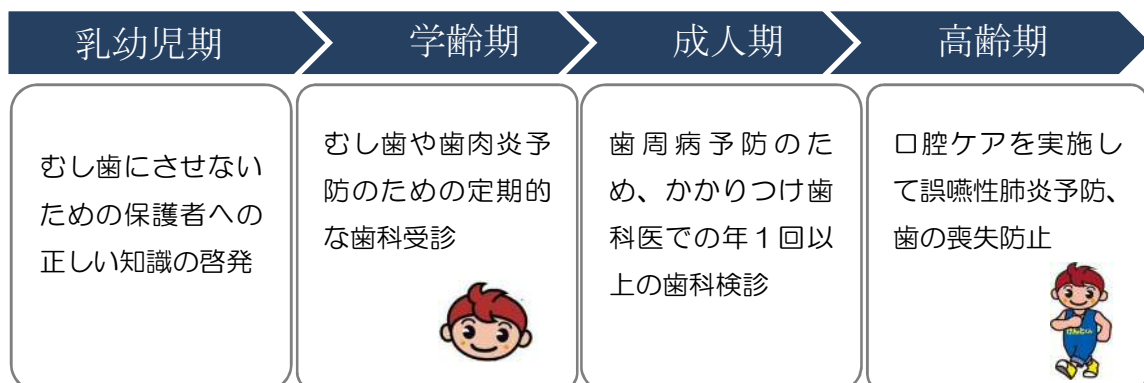
乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援

生涯にわたり歯と口の健康状態を保つためには、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた切れ目のない歯科保健対策の推進が必要です。

本市の平成27年度の死因統計をみると、肺炎は脳血管疾患と並んで第3位であり、この中には「誤嚥性肺炎」が含まれています。これは食べ物を飲み込む力が衰え、食べかすや細菌が気管や肺に流れ込んで発症することが原因と知られています。口腔内の状態は、全身の健康状態にも大きな影響を及ぼします。適切なケアの実践による、むし歯や歯周病^{*}など歯科疾患の予防に関する取り組みを進めます。

生涯を通じて健康で質の高い生活を送るためには、咀嚼^{そしゃく}や嚥下^{えんげ}などの口腔機能が大きな役割を果たすことから、口腔機能の維持向上をはじめ、食育を含めた基本的な生活習慣の確立などの取り組みを進めます。

健康寿命の延伸とQOLの向上を目指して



基本方針 2

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者への歯科口腔保健対策の推進

市民の誰もが、必要な時、適切な時期に歯科検診や治療が受けられるように、「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」といったライフステージだけでなく治療を受けにくい「要介護者」や「障害者(児)」「在宅療養者」といったそれぞれの特性にも応じた取組みを進めます。

基本方針 3

歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備

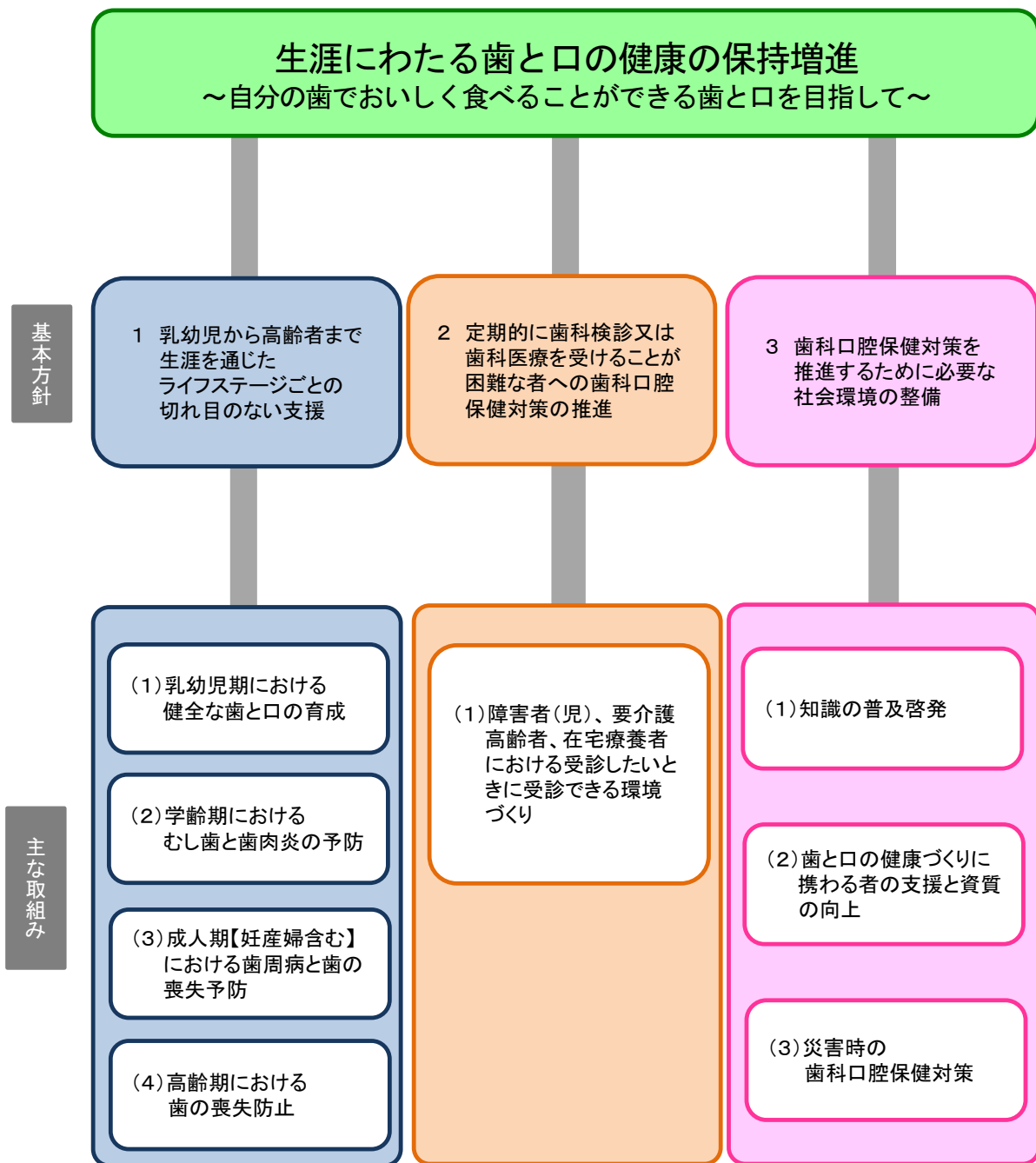
本市の歯科口腔保健の水準は、県内市町村と比較すると、むし歯・歯周病とも有病率*が高い状況です。歯と口の健康づくりを推進していくためには、個人の取組みはもちろんですが、家庭や地域の特徴に合わせて、行政が歯科保健の大切さについて働きかけていくことが必要です。「むし歯は感染症である」、「歯周病は、身体の様々な状態とも関連しているため全身疾患への影響がある」などの知識の啓発を行い、歯と口の健康の保持増進のため正しい知識の普及を図ります。

また、市民の誰もが、自宅や病院・施設など、どこに住んでいても、どのような状態であっても歯と口の健康を保持増進することができるように歯科口腔衛生の水準を全体的に引き上げ、健康格差の縮小を図るために意識を向上させることが重要です。歯と口の健康づくりが実践できるよう、個人や地域、関係機関、行政が一体となって連携、協力できる社会環境の整備を進めます。

また、大規模な災害発生時の避難生活などにおいても、市民の健康を守るための口腔ケアに関する取組みを進めていきます。



計画の体系



第4章 基本方針別計画

第4章 基本方針別計画

1 乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージごとの切れ目のない支援

ライフステージ（乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期）の特性を踏まえ、「歯科疾患の予防」、「口腔機能の維持・向上」について具体的な指標を示し、歯科口腔保健の推進に取り組みます。

（1）乳幼児期における健全な歯と口の育成

乳幼児期は、日常生活を営む上で重要な食べること（摂食）や話すこと（会話）などの歯と口の機能が形成・発達する時期です。この時期の取組みは、健康寿命^{*}の延伸や生活の質の向上につながることから重要です。

現 状

- 乳幼児期のむし歯の状況は改善傾向にあります。しかし、県内で比較するとむし歯のある児の割合は高く、依然として悪い状況です。
- 本市で保護者による仕上げみがきがされていない1歳6か月児の割合は6.3%です。
- 保育園、幼稚園児でむし歯のある児は、年々減少していますが、年長児では4割にむし歯（治療済みの歯も含む）があります。県内と比較するとむし歯のある児の割合は高い傾向にあります。

課 題

- 乳幼児の歯みがきは、本人のみの歯みがきでは不十分であり、保護者などによる仕上げみがきを実施することが重要です。
- 乳歯^{*}は永久歯^{*}よりもむし歯の進行が速いため、保護者に対する啓発が必要です。
- むし歯が感染症であることについて知識の啓発が必要です。
- 不正咬合^{*}の予防には、歯と口の機能が著しく発達する離乳期から、適切な食べ方を身につけることが重要です。

取組み方針

- むし歯予防のための仕上げみがきの重要性に関する知識を啓発します。
- むし歯予防法の1つとして、フッ素^{*}の使用（フッ素塗布、フッ素洗口、フッ素入り歯みがき粉）を啓発します。
- 不正咬合の予防のために、乳幼児期の歯と口の発達に合わせた食育^{*}支援を行います。

目 標

☆は健康とよはし推進計画（第2次）にも示されているもの

①3歳児のむし歯のない者の割合の増加☆

目標項目	現状	目標	資料
	平成28年度	平成34年度	
3歳児のむし歯のない者の割合	82.4%	90%	3歳児健康診査

②保護者による仕上げみがきがされていない1歳6か月児の割合の減少

目標項目	現状	目標	資料
	平成28年度	平成34年度	
保護者による仕上げみがきがされていない1歳6か月児の割合	6.3%	5%	1歳6か月児健康診査

③3歳児で不正咬合が認められる者の割合の減少

目標項目	現状	目標	資料
	平成28年度	平成34年度	
3歳児で不正咬合が認められる者の割合	16.0%	10%	3歳児健康診査

④フッ素洗口を実施している施設の割合の増加（保育園・幼稚園・認定こども園・小学校）

目標項目	現状	目標	資料
	平成28年度	平成34年度	
フッ素洗口を実施している施設の割合 （保育園・幼稚園・認定こども園・小学校）	83.6%	100%	フッ素洗口事業

⑤むし歯が感染症であることを知っている保護者の割合の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成28年度	平成34年度	
むし歯が感染症であることを知っている保護者の割合（4か月児の保護者）	90.6%	100%	出産・子育てに関するアンケート

⑥2歳児歯科健康診査受診率の向上

目標項目	現状	目標	資料
	平成28年度	平成34年度	
2歳児歯科健康診査受診率	57.0%	65.0%	2歳児歯科健康診査

取組み

◎は特に重点的な取組み

個人・家庭

- よくかんで食べる習慣を身につけましょう。
- おやつや間食のとり方に注意しましょう。
- 仕上げみがきの習慣を身につけましょう。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診やフッ素塗布を受けましょう。

地域

- 歯科医療機関は検診や治療時に、本人や保護者に対して歯みがき指導を行います。
- 園歯科医*は園での歯科健康教育や保健指導、相談を行います。

団体（学校・企業など）

- 園での食後の歯みがきやフッ素洗口*を定着させます。
- 歯科医師会などは歯科医療機関の情報提供を行います。
- 歯科医師会は園歯科医のサポートを行います。

行政

- ◎むし歯、歯肉炎*予防のための、仕上げみがきの重要性に関する知識について啓発します。
- ◎むし歯が感染症であることを知っている保護者が増加するように知識について啓発します。
- 食育を含めた基本的な生活習慣形成の重要性について啓発します。
- 乳幼児健康診査時に、幼児の口腔衛生について啓発します。
- 乳幼児健康診査時に、不正咬合の原因となる指しゃぶりなどの習癖について啓発します。
- 定期的な歯科検診の重要性について啓発します。
- 不正咬合を含めた歯科疾患の予防のために、歯と口の発達に合わせた健康教育を行います。
- 家庭や園でのフッ素洗口の推進、支援を行います。
- 乳歯や永久歯の健全な育成を図るため、園職員を対象とした正しい知識の普及を行います。

図1 3歳児のむし歯のある者の割合（再掲）

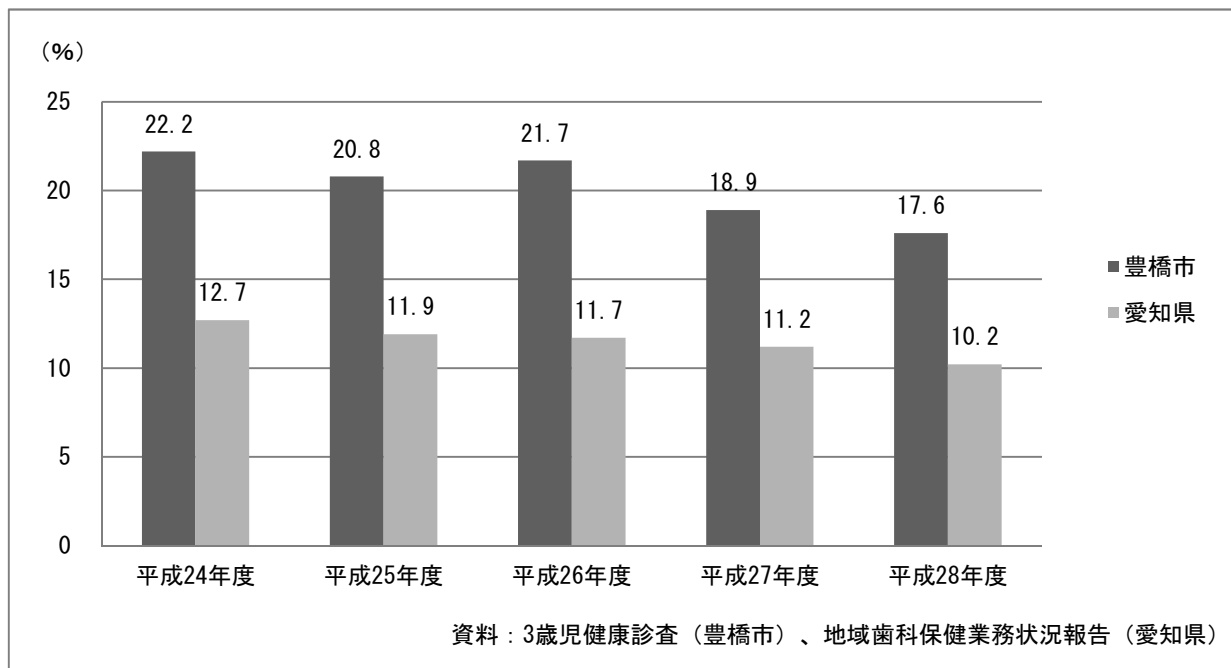
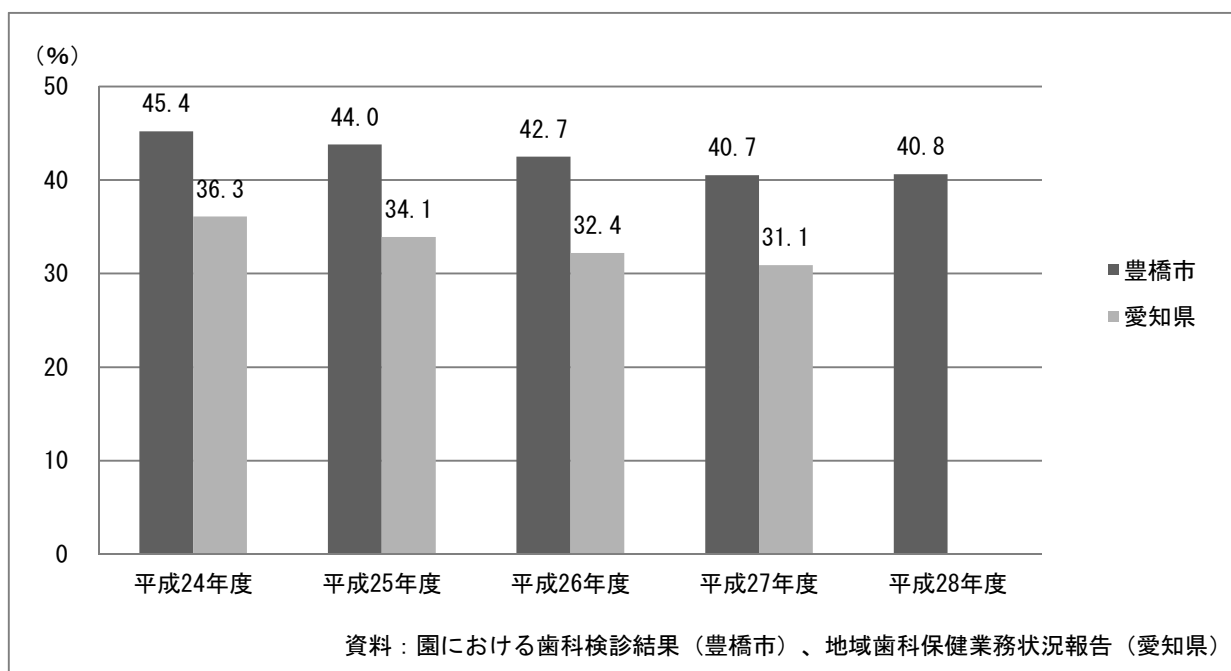


図2 5歳児のむし歯のある者の割合



(2) 学齢期におけるむし歯と歯肉炎の予防

学齢期は、生涯健康な歯を維持するための生活習慣を確立させる重要な時期です。適切な歯みがき習慣や間食のとり方などの基本的な生活習慣を身につけ、歯と口の健康増進を図る必要があります。

現 状

- 本市における中学1年生のむし歯の状況は改善傾向にあります。しかし、むし歯のある者の割合は25.3%です。
- 給食後の歯みがきをしている者の割合は、小学生では30.5%、中学生では6.1%、高校生では4.0%です。
- この1年間に歯みがき指導を受けたことがある者の割合は、小学生では57.0%、中学生では40.1%、高校生では17.5%です。
- むし歯が感染症であると思う者の割合は、小学生では33.5%、中学生では23.6%、高校生では24.8%です。

課 題

- 小学生、中学生は永久歯^{ほうしゆつ}の萌出時期^{もうちゅう}でもあり、口腔内の変化が大きい時期です。そのため、むし歯や歯肉炎^{しにくえん}が増加しやすくなります。10歳代での歯肉炎は成人期の歯周病^{ししゅうびょう}にも影響することから、歯肉炎に対する取組みも必要です。
- 第1大臼歯^{だいだいご}は、永久歯の中で最も早く生えてくることから、むし歯になりやすい歯です。このため、特にむし歯にしない取組みが必要です。

取組み方針

- むし歯や歯肉炎（歯周炎を含む）などの歯科疾患に関する知識の啓発を実施します。
- むし歯の予防法として効果的な、フッ素入り歯みがき粉の使用やフッ素洗口^{ふっそせんこう}などのフッ素^{ふっそ}の使用を啓発し、家庭や学校での実施を推進します。
- むし歯が感染症であることを知っている児童・生徒が増加するように知識について啓発します。
- 定期的な歯科検診に関する知識の普及に取り組みます。
- 食育^{しょくいく}を含めた歯科口腔保健に関する健康教育を推進します。
- 学校歯科医、学校関係者、行政、歯科医師会が連携し、学校歯科保健を推進します。

目 標

①学校歯科医の支援のもと、歯・口に関する健康教育を実施している小学校の割合の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
学校歯科医の支援のもと、歯・口に関する健康教育を実施している小学校の割合	92.3%	100%	学校保健に関する状況等の調査

②小学3年生における第1大臼歯がむし歯でない者の割合の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
小学3年生における第1大臼歯がむし歯でない者の割合	90.7%*	95%	児童生徒歯科健康診断及び歯科保健事業実施状況報告

*平成27年度（2年ごと実施）

③中学1年生のむし歯のない者の割合の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
中学1年生のむし歯のない者の割合	74.7%	77%	児童生徒歯科健康診断及び歯科保健事業実施状況報告

④中学3年生で歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
中学3年生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	6.7%	5%	児童生徒歯科健康診断及び歯科保健事業実施状況報告

⑤むし歯が感染症であることを知っている者の割合の増加

目標項目		現状	目標	資料
		平成 28 年度	平成 34 年度	
むし歯が感染症であることを知っている者の割合	小学生	33.5%	50%	健康づくりに関するアンケート
	中学生	23.6%	50%	健康づくりに関するアンケート
	高校生	24.8%	50%	健康づくりに関するアンケート

⑥甘いおやつを1日3回以上食べる者の割合の減少

目標項目		現状	目標	資料
		平成 28 年度	平成 34 年度	
甘いおやつを1日3回以上 食べる者の割合	小学生	7.9%	5%	健康づくりに 関するアンケート
	中学生	9.3%	5%	健康づくりに 関するアンケート
	高校生	12.9%	5%	健康づくりに 関するアンケート

⑦フッ素洗口を実施している施設の割合の増加（保育園・幼稚園・認定こども園・小学校）（再掲）

目標項目		現状	目標	資料
		平成 28 年度	平成 34 年度	
フッ素洗口を実施している施設の割合 (保育園・幼稚園・認定こども園・小学校)		83.6%	100%	フッ素洗口事業

取組み

個人・家庭

- よくかんで食べる習慣を身につけましょう。
- おやつを食べ方や食事のとり方に注意しましょう。
- むし歯や歯肉炎などの歯科疾患に関する知識を身につけましょう。
- 正しい歯みがきの方法や習慣を身につけましょう。
- フッ素入り歯みがき粉を使って歯を磨きましょう。
- かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科検診やフッ素塗布を受けましょう。

地域

- 歯科医療機関は検診や治療時に歯みがき指導を行います。
- 学校歯科医は学校での歯科健康教育や保健指導、相談を行います。

団体（学校・企業など）

- 学校は給食後の歯みがきやフッ素洗口の推進、支援を行います。
- ◎学校は学校歯科医と連携し、歯科健康教育を推進します。
- 歯科医師会は学校歯科医のサポートを行います。

行政

- 家庭や学校でのフッ素洗口の推進、支援を行います。
- 食育を推進し、よくかむことの重要性について啓発します。
- ◎むし歯や歯肉炎予防として有効な歯みがきや、定期的な歯科検診に関する知識の普及を行います。

図1 給食後に歯みがきをしている者の割合

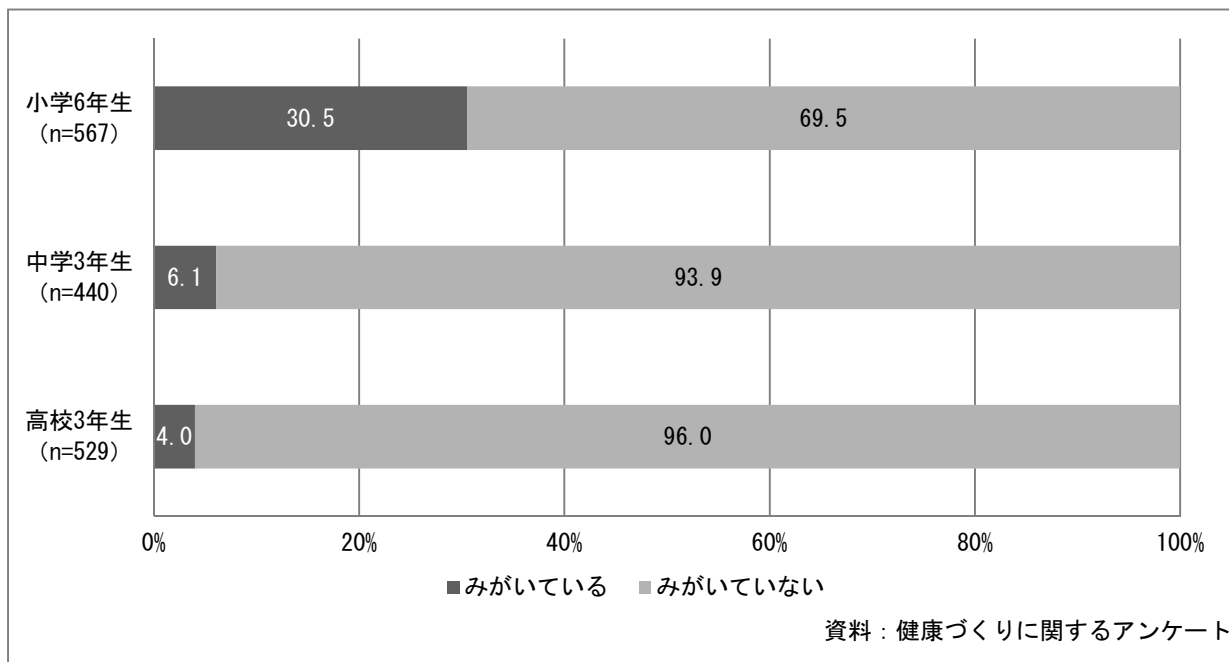


図2 1年間に歯みがき指導を受けたことがある者の割合

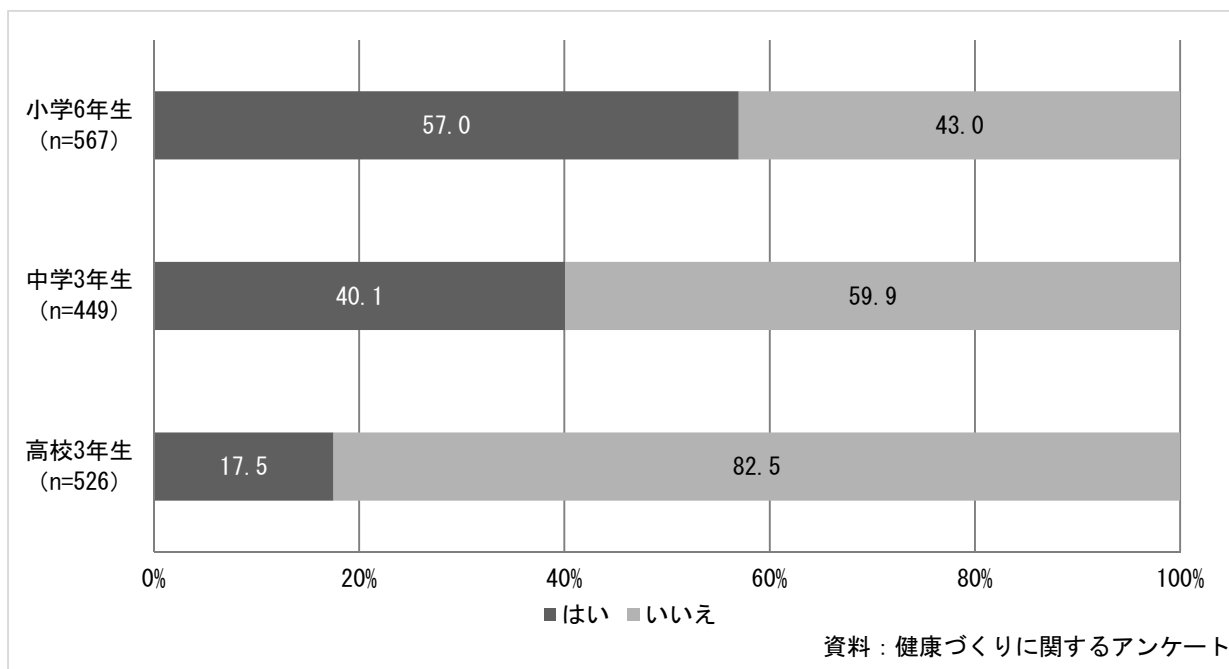


図3 むし歯が感染症であると思う者の割合

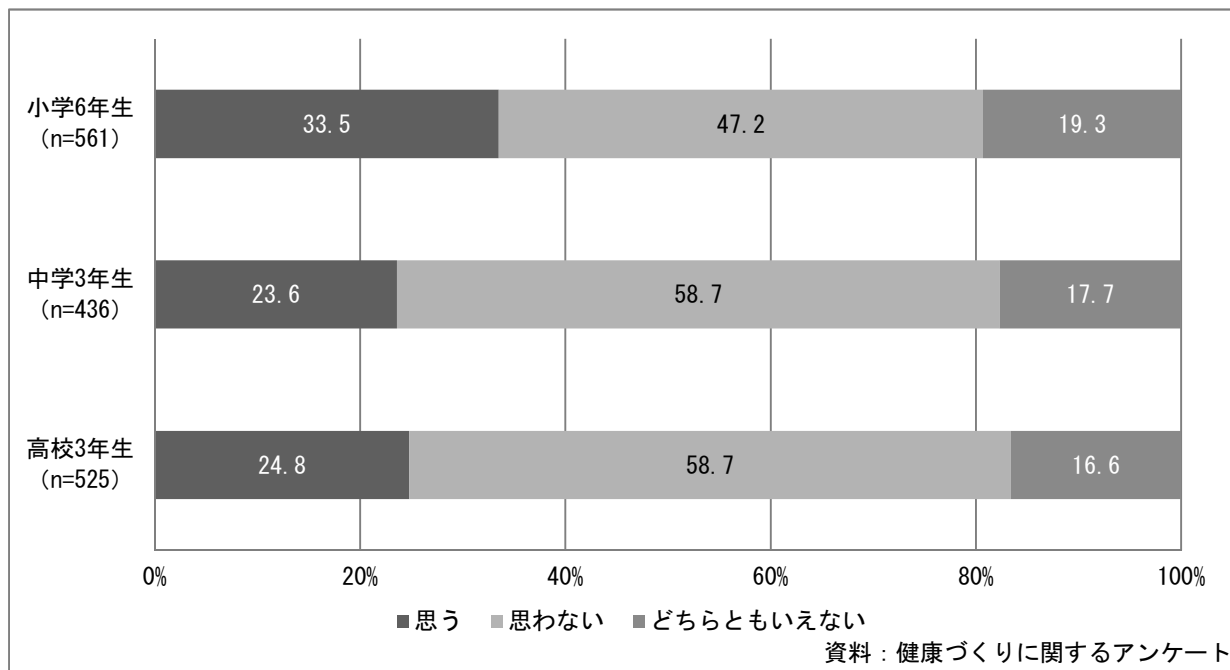
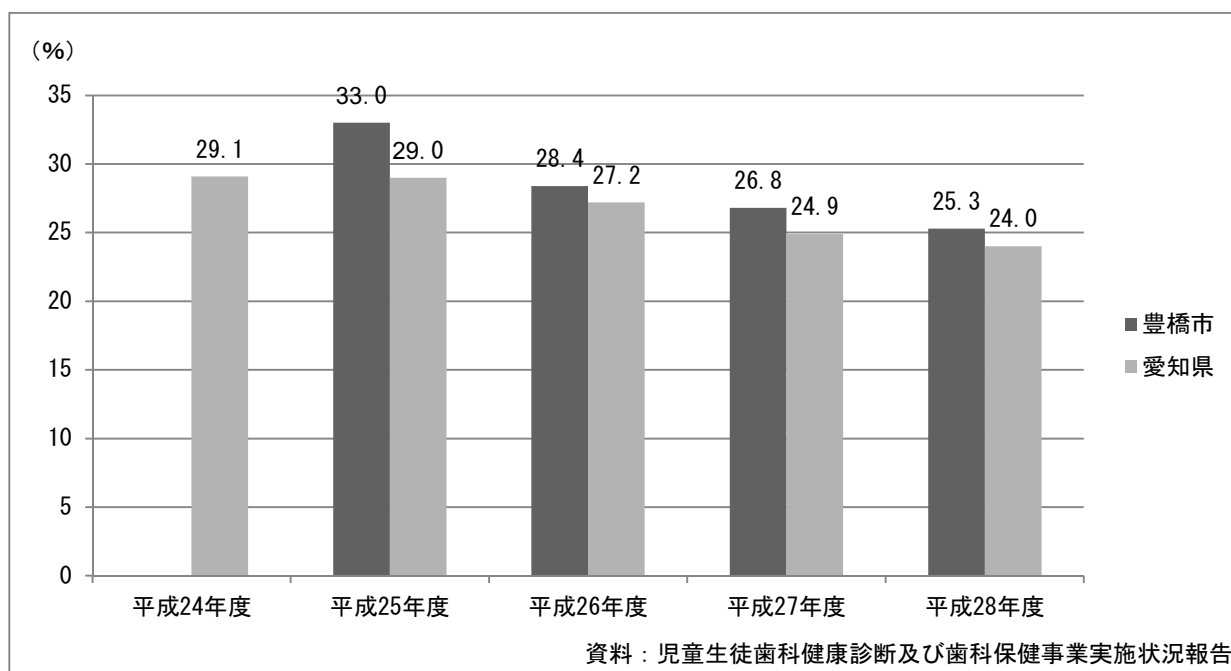


図4 むし歯のある者の割合（中学1年生）



(3) 成人期【妊産婦含む】における歯周病と歯の喪失予防

成人期はライフステージの中で最も長い期間を占めています。乳幼児期や学齢期などと異なり、歯科検診を法的に定めているものが少なく、健康管理が個人に委ねられているため、歯と口の健康状態を維持するのが難しい時期です。歯周病*予防、歯と口と全身の健康との関係についての知識の普及が重要です。

現 状

- 進行した歯周炎*（歯周ポケット*4ミリ以上）を有する者の割合は、年齢が高くなるにつれ増加しています。
- 過去1年間に歯科検診を受けた人は、20歳代では42.5%、30歳代では58.8%、40歳代では50.8%、50歳代では54.1%です。
- この1年間に歯科検診や通院で歯みがき指導を受けた人は、20歳代では31.5%、30歳代では43.1%、40歳代では39.3%、50歳代では41.1%です。
- 歯周病と関連のある全身疾患のうち、「影響がある」と回答した者の割合（20歳代）は最も高い糖尿病で50.0%にとどまっています。

課 題

- 喫煙者は非喫煙者に比べ2~8倍の危険度で歯周病にかかりやすくなります。
- 近年、歯周病が糖尿病、動脈硬化などの血管系の病気、早産・低出生体重児出産、骨粗しょう症などの全身疾患と関係があることが明らかになってきていることから、歯周病の改善だけでなく健康維持の視点からも取り組む必要性があります。
- 成人期に増加する歯周病は、むし歯と異なり痛みなどの症状を伴うことが少なく慢性的に進行します。定期的に歯科検診を受診し、必要に応じた歯科保健指導や歯科治療を受けることで、歯の喪失予防について取り組むことが重要です。
- 妊娠期の女性は、ホルモンバランスの変化に加え、つわりなどにより十分に歯みがきができないことや間食回数の増加により、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。

取組み方針

- 歯周病対策として、健康診査など様々な機会を活用した健康教育の推進を実施します。
- 歯周病と喫煙や糖尿病などの全身疾患との関連について、正しい知識の啓発を実施します。
- 定期的な歯科検診・歯科保健指導などの受診勧奨を行います。

目 標

①歯周炎（進行した歯周病）を有する者の割合の減少☆

目標項目		現状	目標	資料
		平成 28 年度	平成 34 年度	
歯周炎を有する者の割合	20 歳代	43.0%	30%	成人歯科健康診査
	40 歳代	43.5%	30%	歯周病検診

②過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合の増加☆

目標項目		現状	目標	資料
		平成 28 年度	平成 34 年度	
過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合	20 歳代	42.5%	60%	健康づくりに関するアンケート
	30 歳代	58.8%	60%	健康づくりに関するアンケート
	40 歳代	50.8%	60%	健康づくりに関するアンケート
	50 歳代	54.1%	60%	健康づくりに関するアンケート

③妊産婦歯科健康診査受診率の向上

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
妊産婦歯科健康診査受診率	47.2%	60%	妊産婦歯科健康診査

取組み

個人・家庭

- 年1回以上は歯科医療機関で歯科検診を受診しましょう。
- 食後の歯みがきを習慣化しましょう。
- 補助具（デンタルフロス・歯間ブラシ）を利用しましょう。
- 妊娠中又は産後に歯科検診、歯科保健指導を受けましょう。

地域

- 産婦人科や歯科医療機関及び薬局では、妊産婦に対し、口腔衛生に関する啓発を行います。
- 歯科医療機関は、検診や治療時における歯科保健指導を行います。
- 医療機関と歯科医療機関は、歯と全身疾患に関する効率的な医療サービスを提供するため病診連携を行います。

団体（学校・企業など）

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会は各医療機関及び薬局が健康づくりの啓発を行えるよう、サポートします。
- 企業などは検診など、従業員の歯の健康に関して取り組みます。
- 歯科医師会は、事業所検診など検診受診の受入れを推進します。

行政

- ◎定期的な歯科検診など受診勧奨を行います。
- ◎歯周病と喫煙や糖尿病などの全身疾患との関連について、正しい知識を啓発します。
- ◎妊婦に対して口腔衛生について啓発します。
- ◎妊産婦歯科健康診査の重要性について啓発します。

図1 1年間に歯科検診を受けたことがある者の割合

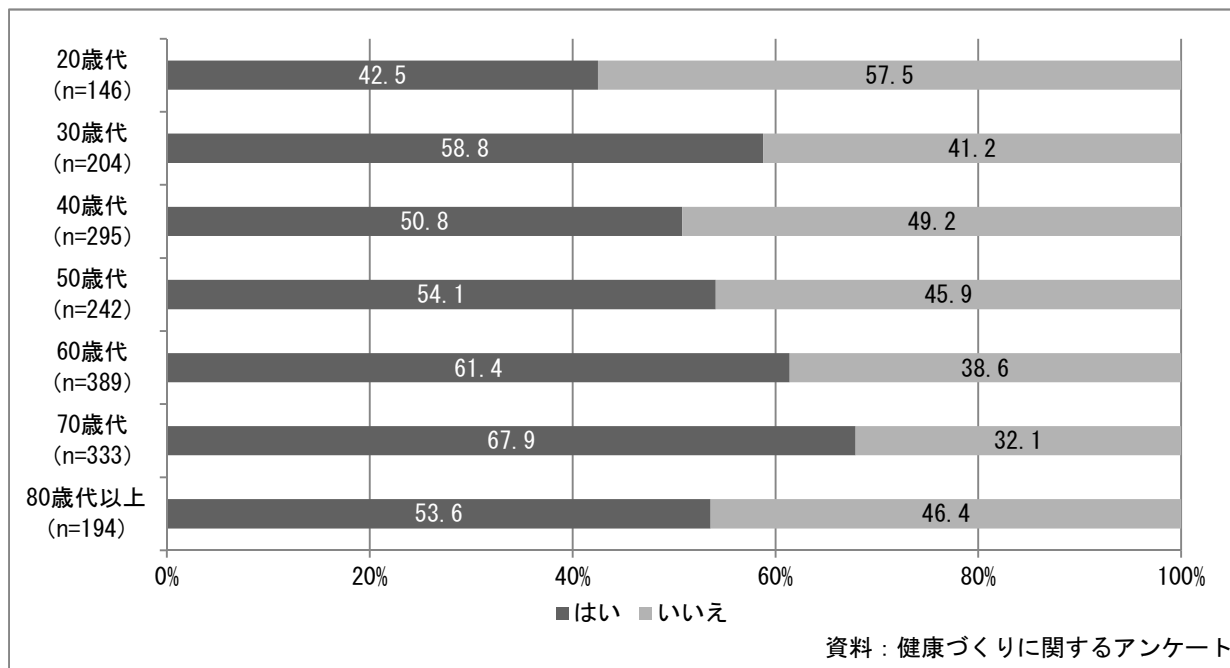


図2 1年間に歯科検診や通院で歯みがき指導を受けたことがある者の割合

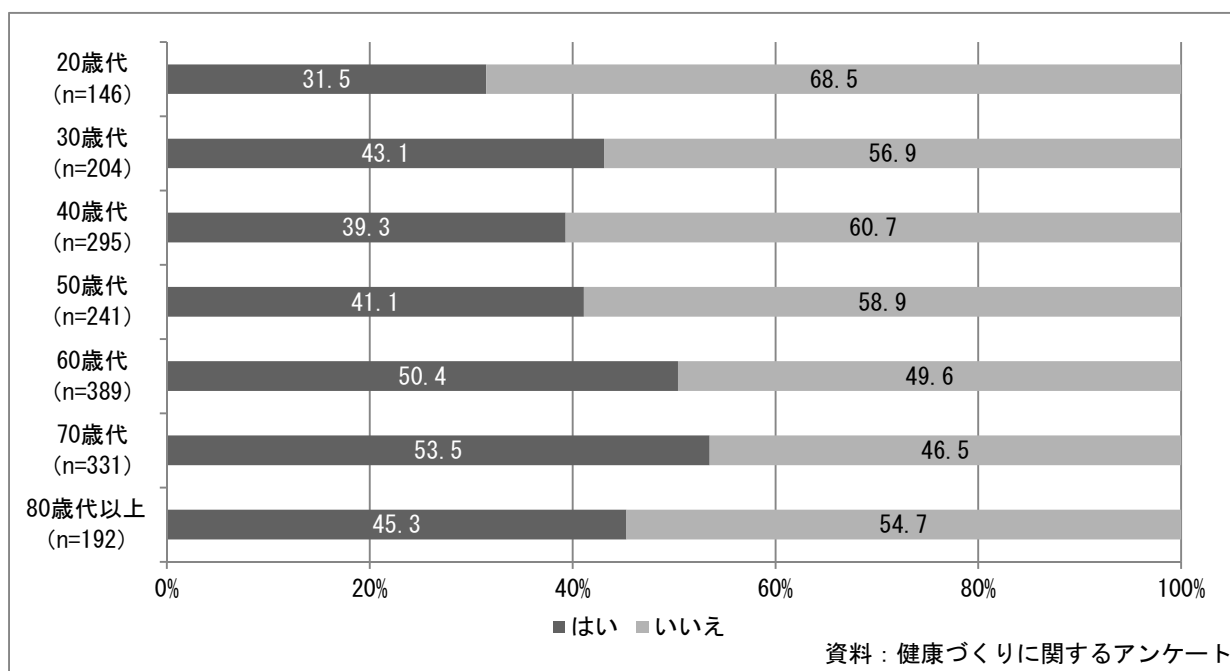
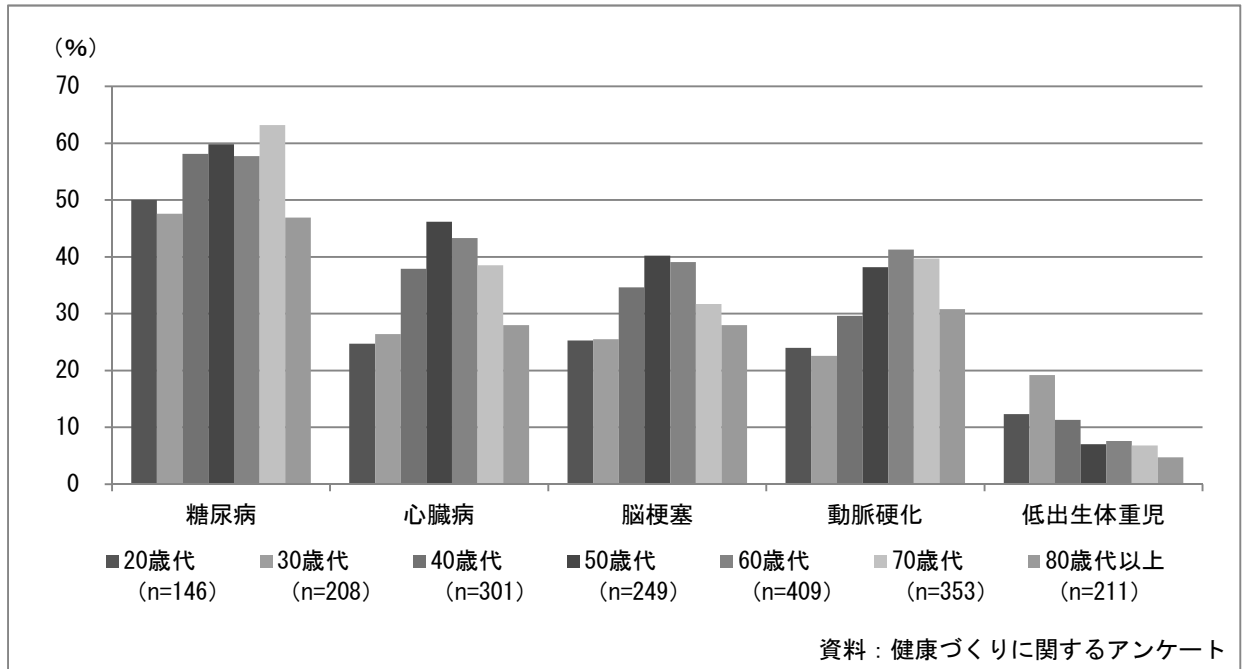


図3 歯周病と関連のある全身疾患のうち、「影響がある」と回答した者の割合



(4) 高齢期における歯の喪失防止

高齢期は、加齢とともに唾液の分泌の低下が見られたり、口の周りの筋力の衰えなどにより自浄作用*が低下します。そのため、歯周病*やむし歯などの歯科疾患が増加し、歯の喪失のリスクが高まります。

歯の喪失防止を図ることで、全身の健康や生活の質の向上にもつながるため、口腔機能を低下させない対策が重要です。

現 状

- 高齢期になると歯の喪失本数が多くなり、摂食*・咀嚼*の機能低下が起こります。義歯などの補綴*が必要になります。
- 歯周病による歯の隙間や、唾液量が減少することにより、成人期までにはみられなかった「根面う蝕*」が増加し、歯を喪失する原因となります。
- この1年間に歯科検診を受けた人は、60歳代では61.4%、70歳代では67.9%、80歳代以上では53.6%です。

課 題

- 身体機能低下などによる唾液分泌量の減少や、嚥下*機能低下などにより、口腔内が不潔になりやすくなります。
- 咀嚼機能を維持するためには、成人期に引き続き高齢期においても定期的な歯科検診受診を推進していく必要があります。
- 高齢者が地域で自立した生活を送るためには、口腔機能の維持など介護予防の取組みを一層推進し、要介護状態にならないように働きかけることが重要です。

取組み方針

- 口腔ケアとがんや糖尿病などの全身疾患や誤嚥性肺炎との関連、口腔機能の維持や義歯を含む歯口清掃に関する正しい知識の啓発を行います。
- 地域や職場などで歯科検診・歯科保健指導の実施及び拡充するための支援を行います。

目 標

①歯周炎を有する者の割合の減少☆

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
60 歳で歯周炎を有する者の割合	60.5%	45%	歯周病検診

②過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合の増加

目標項目		現状	目標	資料
		平成 28 年度	平成 34 年度	
過去 1 年間に歯科検診を受診した者の割合	60 歳代	61.4%	75%	健康づくりに関するアンケート
	70 歳代	67.9%	75%	健康づくりに関するアンケート

③80 歳で 20 本以上自分の歯を持つ人の割合の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
80 歳で 20 本以上自分の歯を持つ人の割合	30.6%	50%	健康づくりに関するアンケート

④口腔機能の低下が肺炎などの原因になることや、口腔機能の低下を防ぐことが介護予防につながることを知っている割合の増加（60 歳以上）

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
口腔機能の低下が肺炎などの原因になることや、口腔機能の低下を防ぐことが介護予防につながることを知っている割合	76.6%	85%	健康づくりに関するアンケート

取組み

個人・家庭

- 日々の口腔ケア（義歯を含む）を行いましょう。
- 年1回以上定期的に歯科検診を受診しまししょう。
- 歯と口の健康に関する講座を受講しまししょう。

地域

- 歯科医療機関は、検診や治療時における歯科保健指導を行います。
- 医療機関と歯科医療機関は、歯と全身疾患に関する効率的な医療サービスを提供するため病診連携を行います。

団体（学校・企業など）

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会は、各医療機関及び薬局が健康づくりの啓発を行えるようにサポートします。

行政

- ◎口腔機能の低下が肺炎などの原因になることや、口腔機能の低下を防ぐことが介護予防につながるることについて、正しい知識の啓発を実施します。
- ◎定期的な歯科受診など受診勧奨を行います。
- 地域包括支援センターでは、歯と口の介護予防講座を実施します。
- 既存の教室の中で口腔体操を実施します。
- 健康づくりリーダーなど指導者向けの口腔体操講座を実施します。

図1 1年間に歯科検診を受けたことがある者の割合（再掲）

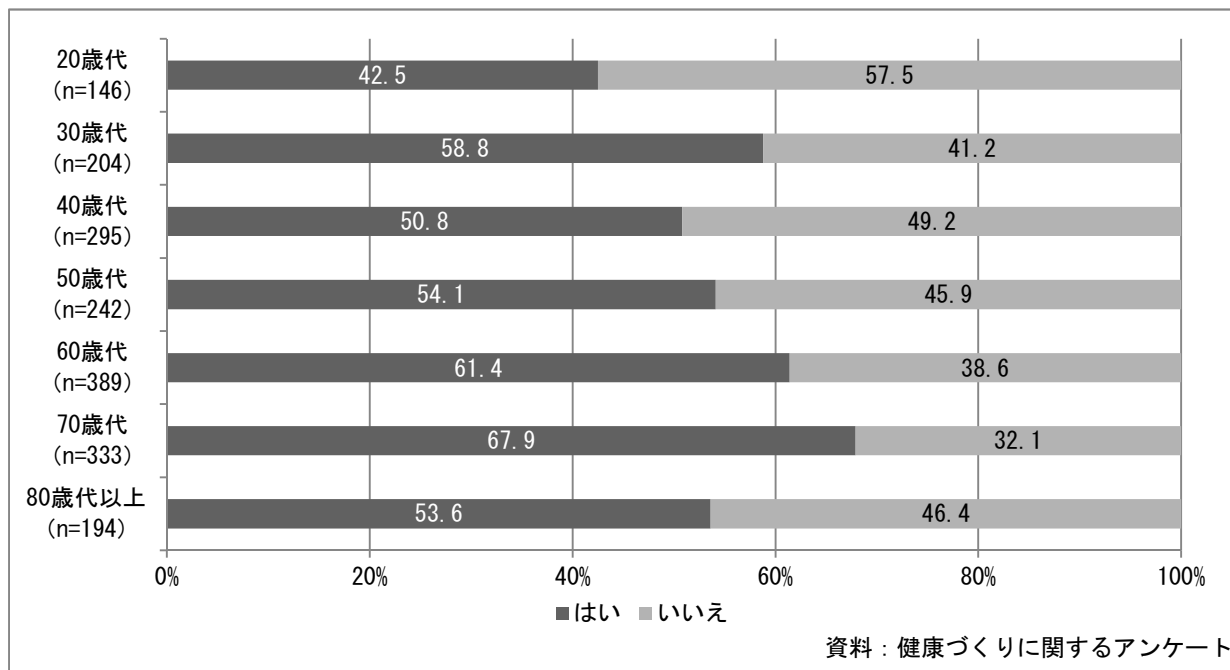


図2 1年間に歯科検診や通院で歯みがき指導を受けたことがある者の割合（再掲）

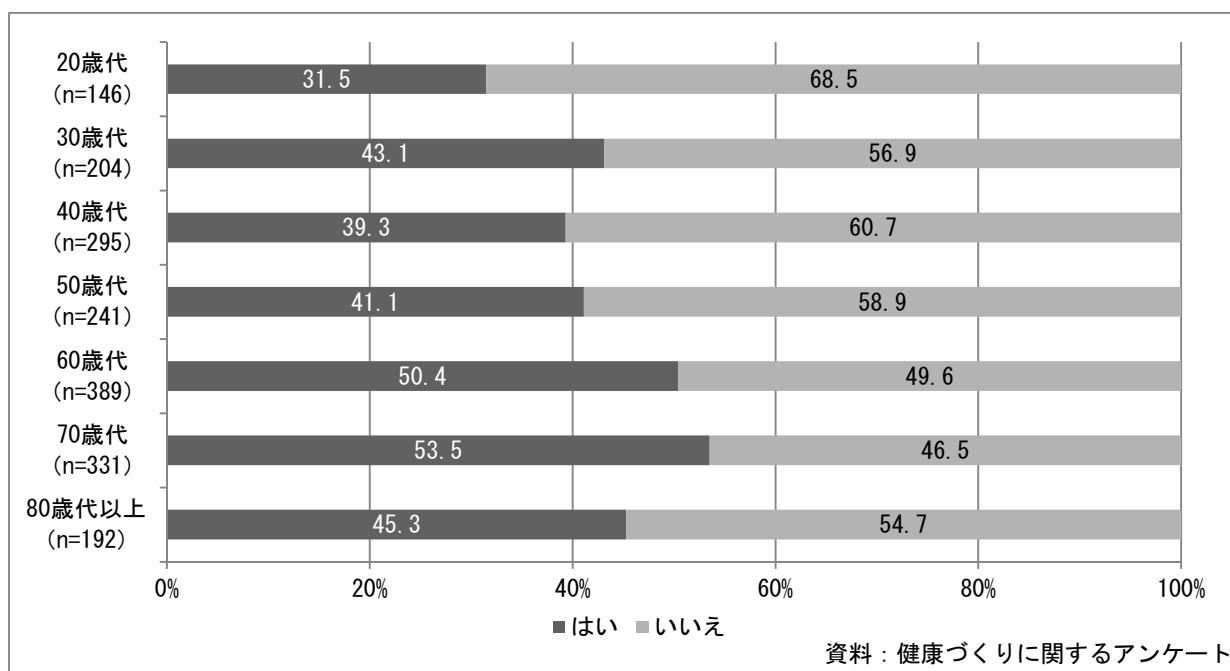


図3 年代別歯の残存数別割合（再掲）

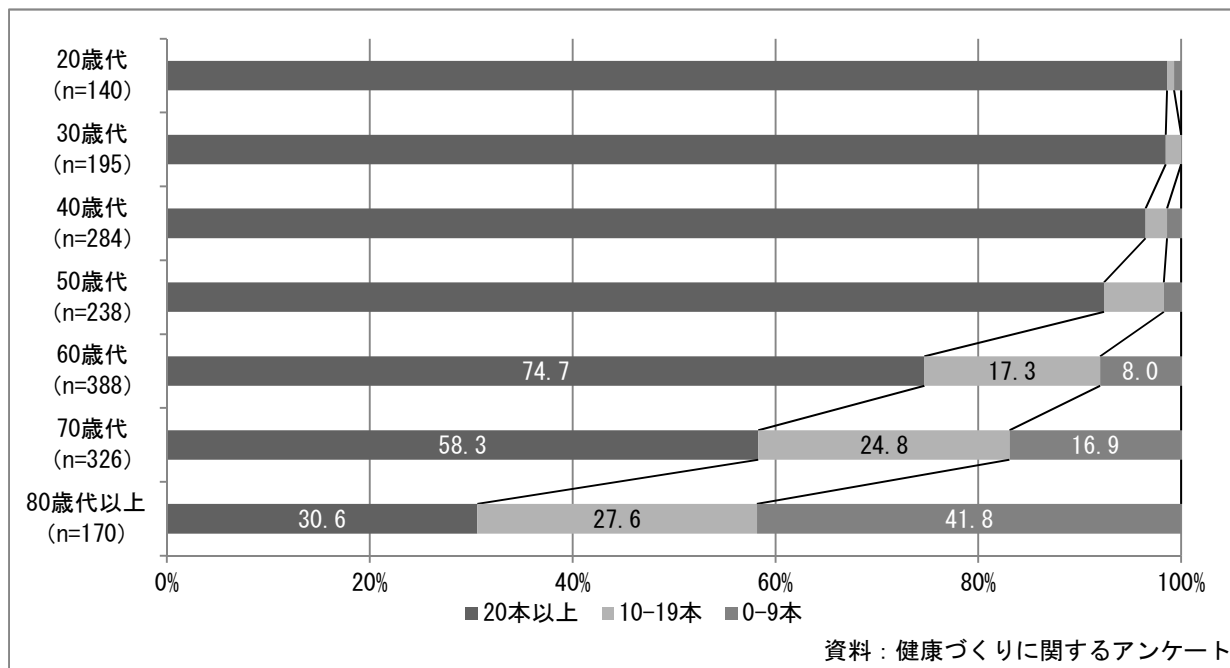


図4 歯と口の機能が食べることやコミュニケーションに関わる重要な役割を果たしていると思う者の割合

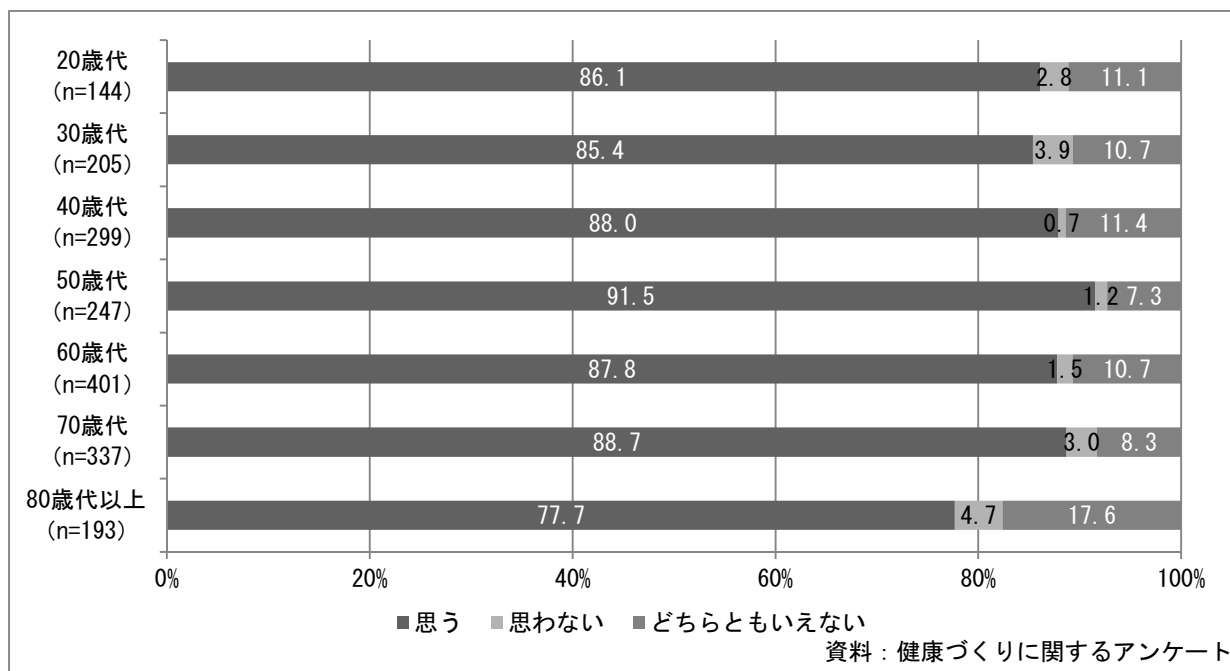


図5 歯と口の機能の低下が肺炎などの原因となることや、歯と口の機能の低下を防ぐことが介護予防につながると思う者の割合

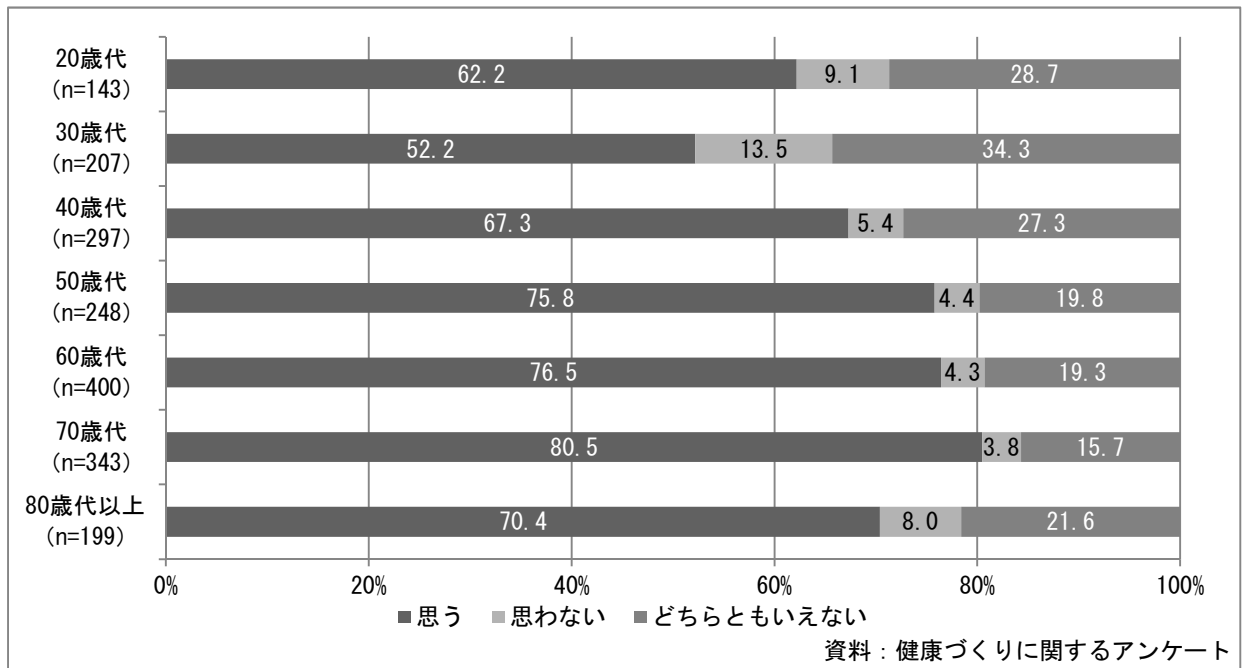


図6 歯周病と関連のある全身疾患のうち、「影響がある」と回答した者の割合（再掲）

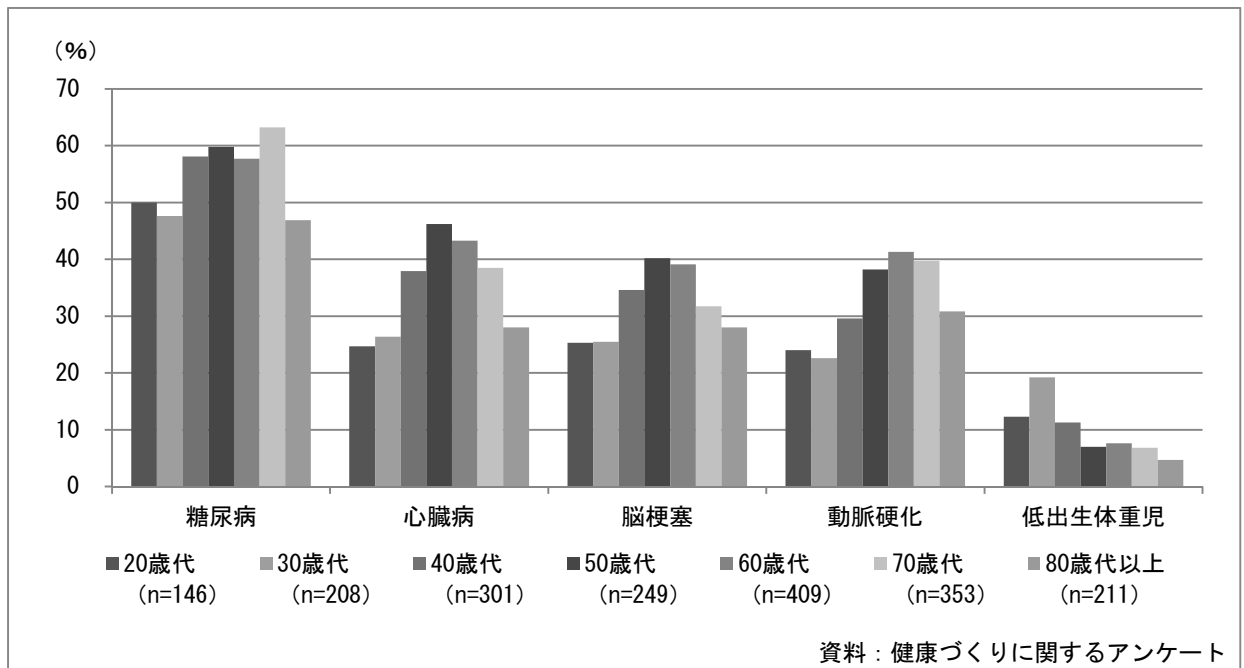
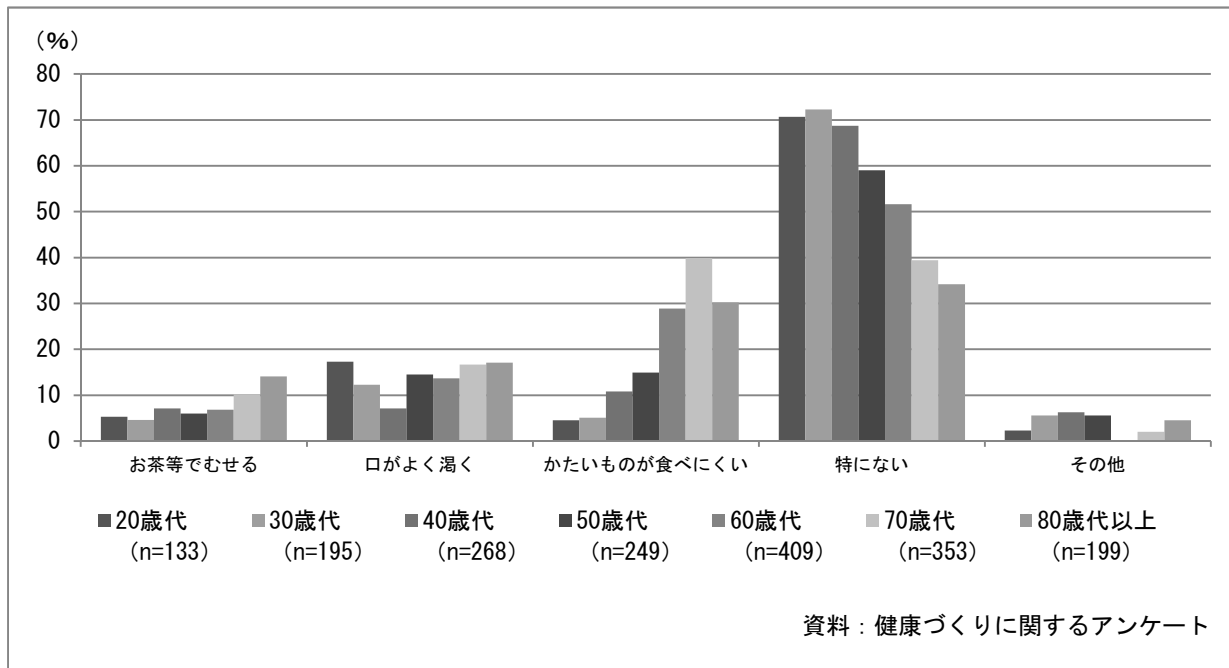


図7 歯と口のことで気になること



2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

定期的に歯科検診または歯科医療を受けることが困難な、障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者は、受診したい時にいつでも受けられる状況ではなく、また受診を受け入れる病院・診療所も限られています。そのため、「定期的な歯科検診・歯科医療受診ができる環境の実現」に取り組みます。

（1）障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者（以下「障害者（児）など」という。） における受診したいときに受診できる環境づくり

現 状

- 障害福祉サービス事業所（入所）で、職員・嘱託としての歯科医師・歯科衛生士の配置がある施設は0%で、配置はないが協力歯科医がいる施設は100%です。
- 高齢者福祉施設で、職員・嘱託としての歯科医師・歯科衛生士の配置がある施設は18.9%で、配置はないが協力歯科医がいる施設は45.9%です。
- 利用者の歯と口のことで困ったことや気になったことがあった施設は障害福祉サービス事業所（入所）では83.3%、高齢者福祉施設では83.8%です。
- 利用者が定期的に歯科検診を受ける機会がある施設は、障害福祉サービス事業所（入所）では66.7%、介護老人福祉施設では64.3%です。
- 障害児歯科診療はこども発達センター、障害者歯科診療は豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所で実施しています。

課 題

- 障害者（児）などは、本人だけでは口腔管理が難しいことから、歯科疾患が重症化しやすい傾向があります。
- 障害者（児）などの診療に対応できる歯科医療機関を充実させる必要があります。
- 施設利用者の歯と口の健康について、施設職員の理解を深める必要があります。

取組み方針

- 障害者（児）などが容易に歯科受診できる環境の整備・充実に努めます。
- 介護職員や支援員など、日常的に口腔ケアに携わる関係者を対象とした研修会を開催します。
- 歯科保健医療関係者の資質向上のための啓発及び支援を行います。
- 多職種と連携した口腔ケアについての助言・支援を行います。
- 在宅療養者への歯科検診事業の充実に努めます。

目 標

①障害福祉サービス事業所（入所）における定期的な歯科検診実施率の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
障害福祉サービス事業所（入所）における定期的な歯科検診実施率	66.7%	80%	障害者福祉施設における歯科保健アンケート

②障害福祉サービス事業所（通所）における定期的な歯科検診実施率の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
障害福祉サービス事業所（通所）における定期的な歯科検診実施率	62.5%	70%	障害者福祉施設における歯科保健アンケート

③介護老人福祉施設における定期的な歯科検診実施率の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
介護老人福祉施設における定期的な歯科検診実施率	64.3%	80%	高齢者福祉施設における歯科保健アンケート

④介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等で入所者の口腔管理を行っている施設数の割合の増加

目標項目	現状	目標	資料
	平成 28 年度	平成 34 年度	
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等で入所者の口腔管理を行っている施設数の割合	78.4%	90%	高齢者福祉施設における歯科保健アンケート

取組み

個人・家庭

- 歯と口の健康の重要性を理解し、歯科検診、歯科医療を受診しましょう。
- 日頃から嚥下^{えんげ}*体操など自分でできる口腔体操を行い、歯と口の機能向上に取り組みましょう。

地域

- 障害者（児）などの歯科診療について、理解を深めます。
- 地域の歯科医療機関の協力で、障害福祉サービス事業所等の検診を実施します。

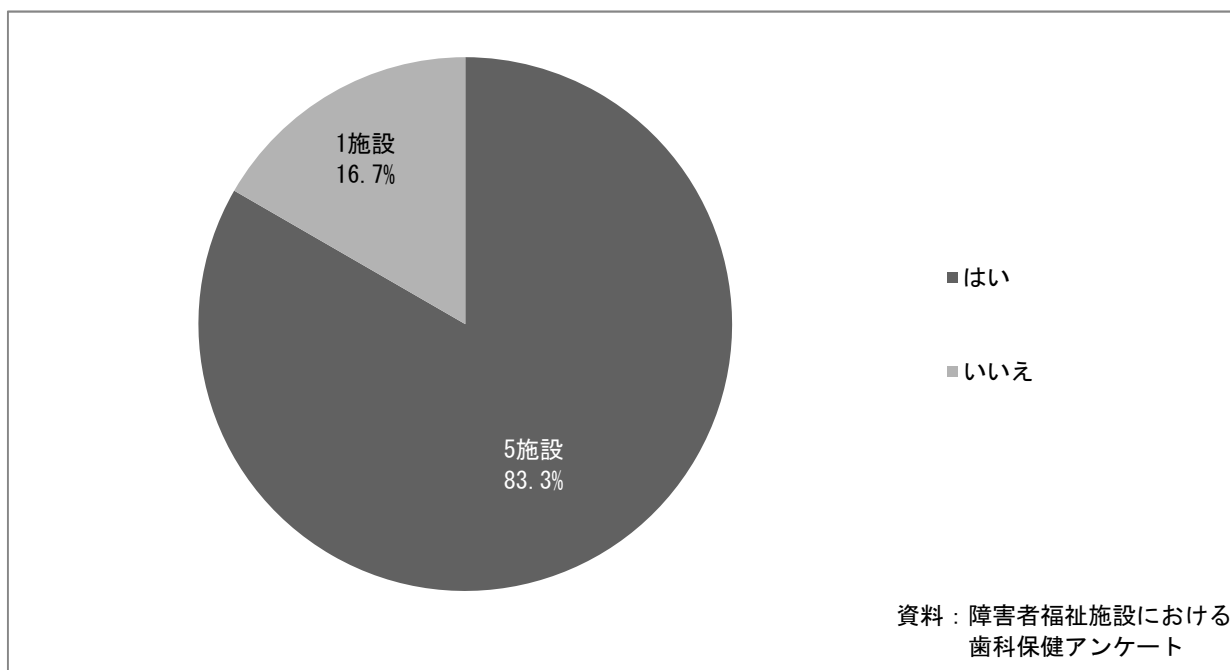
団体（学校・企業など）

- 障害福祉サービス事業所や高齢者福祉施設などは、年1回の歯科検診を実施します。
- ◎歯科医師会は障害者（児）などを受け入れている歯科医療機関の情報を提供します。
- 歯科医師会は障害者（児）などの受け入れ可能な歯科医療機関を増やします。
- 歯科医師会は歯科検診、歯科医療の啓発を行います。
- 訪問歯科診療の体制を整備します。
- 歯科医師会は、歯科医師や歯科衛生士に対して障害者に対する理解と治療技術向上のための啓発などを行います。

行政

- 歯や口を清潔に保つことの重要性を関係者や本人・家族に啓発します。
- 歯科診療所の案内や歯科医師会が行う啓発事業を支援します。
- 施設職員向けに研修会を実施します。
- ◎訪問歯科診療を実施している歯科診療所の情報を提供します。
- ◎訪問歯科の啓発や、歯科医師や歯科衛生士への研修を支援します。
- 豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所の体制の充実と周知に努めます。

図1 施設利用者のお口のことで困ったこと、気になったこと
＜障害福祉サービス事業所（入所）＞



＜高齢者福祉施設＞

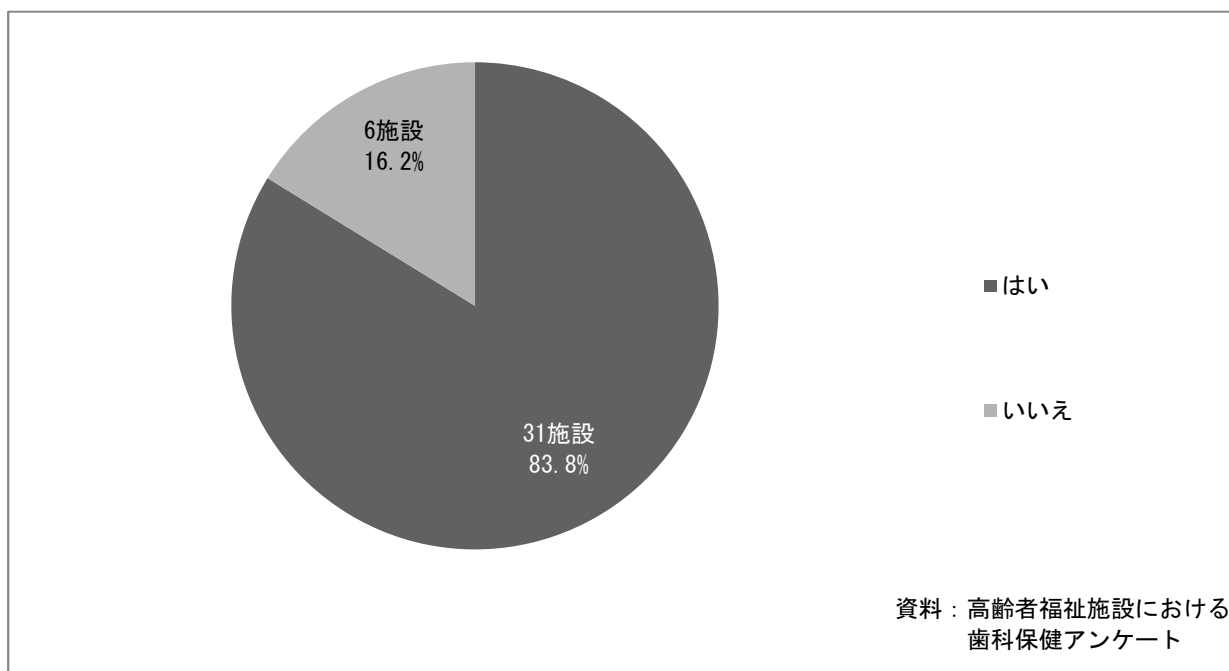
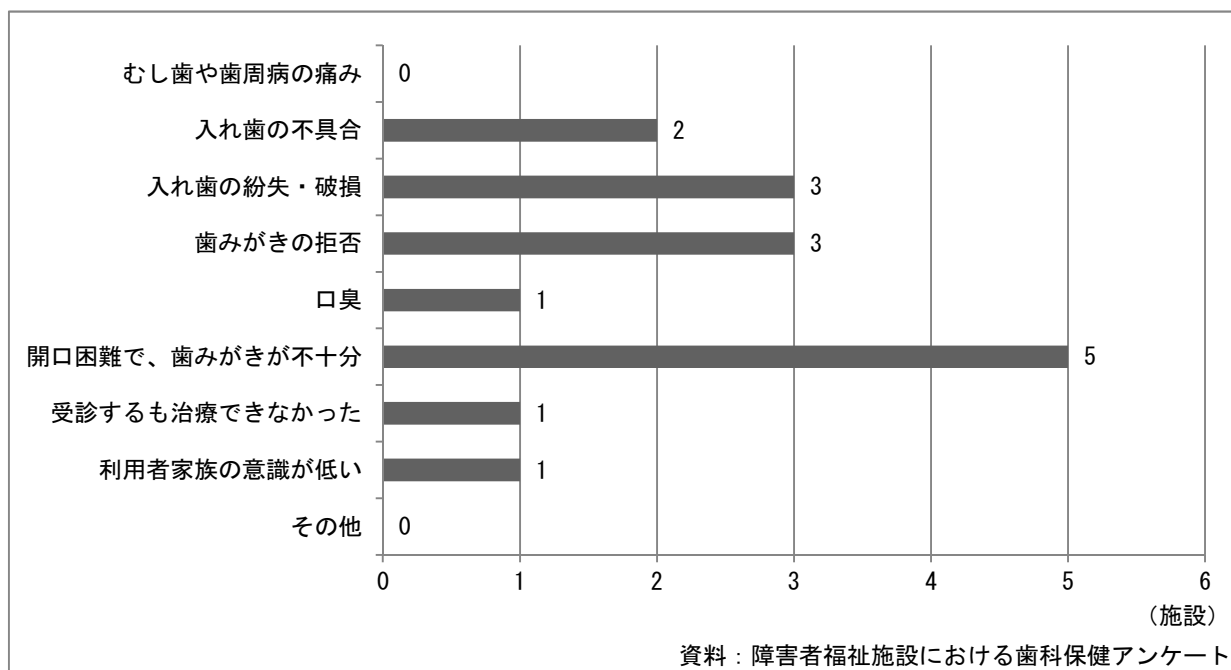


図2 困ったこと、気になったことの内容

<障害福祉サービス事業所（入所）>



<高齢者福祉施設>

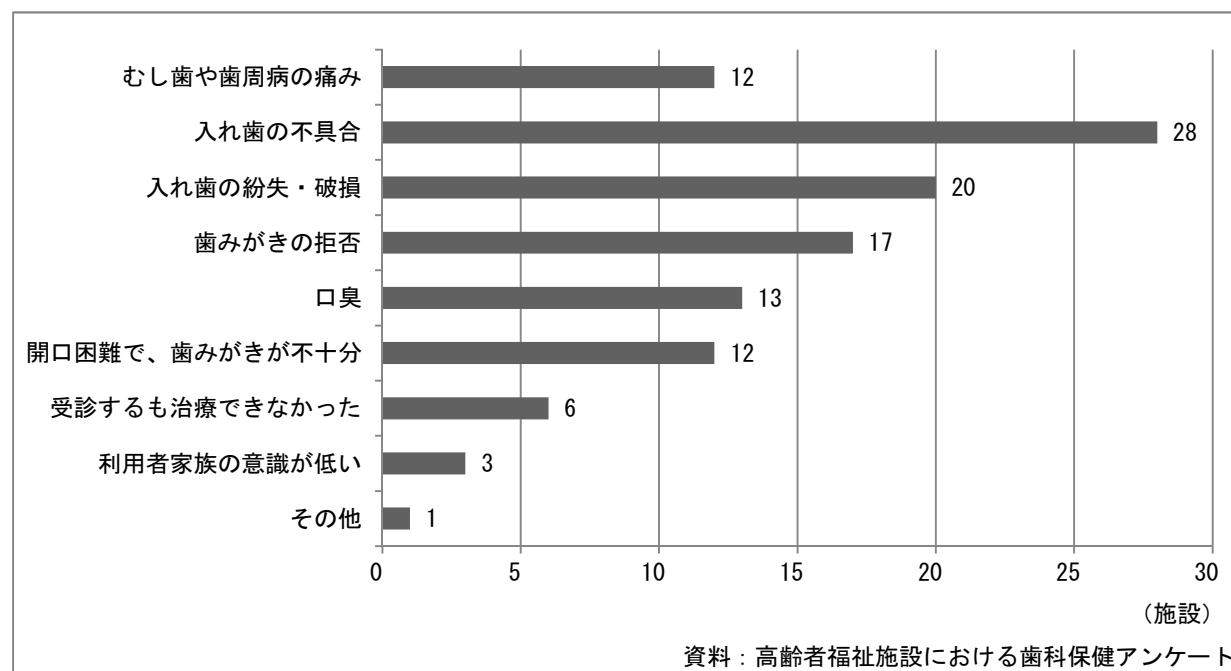
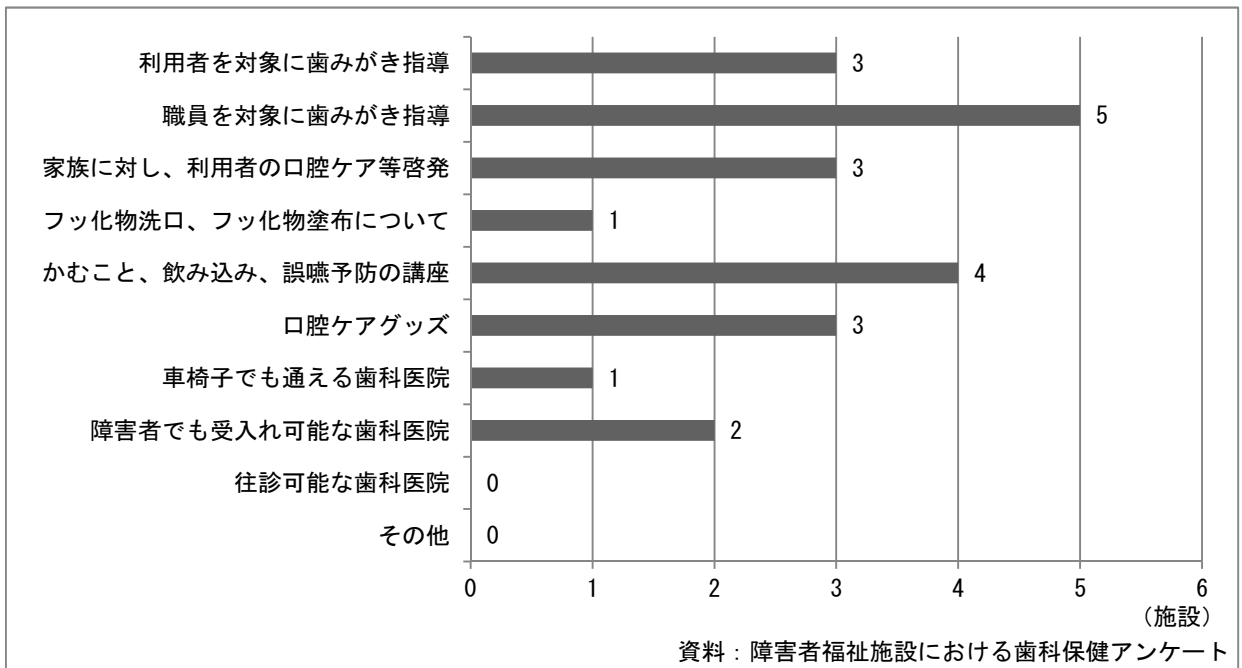
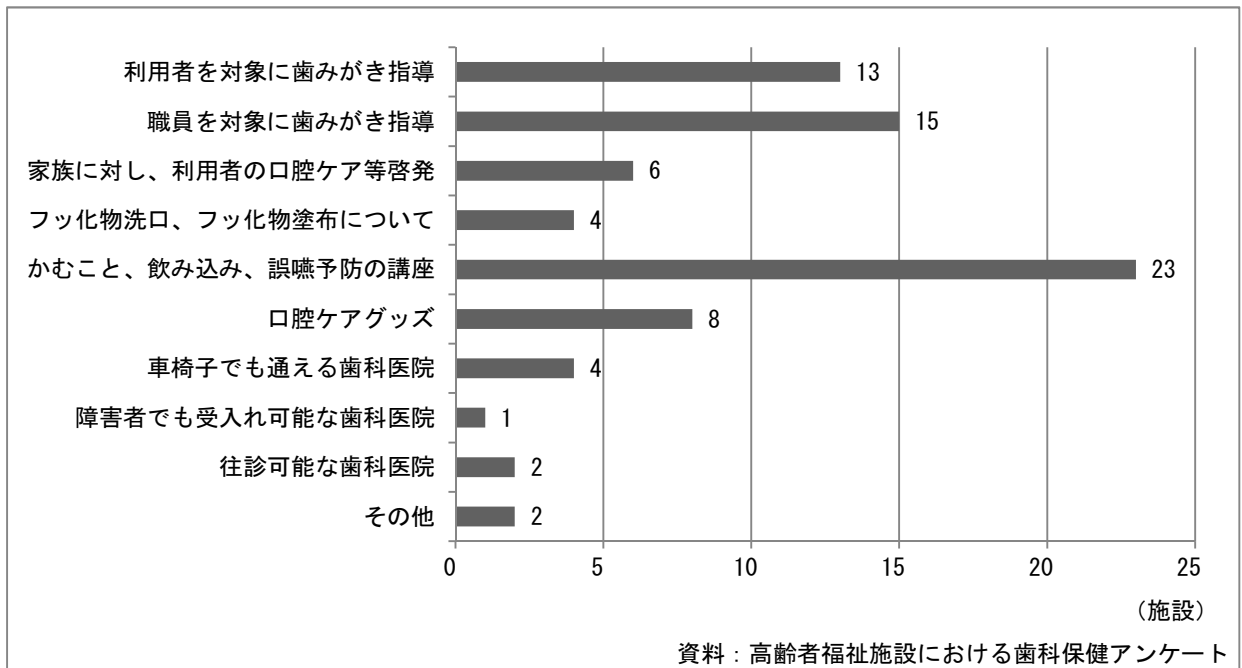


図3 利用者のお口の健康づくりのために必要な情報および支援
 <障害福祉サービス事業所（入所）>



<高齢者福祉施設>



3 歯科口腔保健対策を推進するために必要な社会環境の整備

歯と口の健康づくりを推進していくにあたって、保健、医療、福祉、地域や家族、教育、企業などが連携することにより、総合的に歯と口の健康の保持増進を図り、歯と口の健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備を行います。また、大規模な地震災害の発災時における歯科口腔保健対策についても取り組んでいきます。

(1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発

現状と課題

- 定期的に歯科検診を受けるなど、歯に対しての健康管理を行う意識は、まだ高い状況ではありません。
- かかりつけ歯科医を持ち、歯と口の健康管理を継続して行うことが必要です。
- 市民が安心して生活するために、日曜日、祝日、年末年始などにおける救急歯科医療を豊橋市休日夜間・障害者歯科診療所にて提供しています。

取組み

行政

- ◎市民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上を図るため、8020 運動やイベントなどを通じて知識・意識の啓発を推進します。
- 口腔の状態から虐待の兆候が発見されることが報告されています。歯と口の健康の保持増進だけではなく基本的な生活習慣や子育て支援にも目を向けて、子どもの心身の健全な健康づくりを推進します。
- 高齢者を要介護状態にしないために、日頃の口腔ケアの大切さや、がんや糖尿病などの全身疾患や誤嚥性肺炎*との関連、口腔機能の維持や義歯を含む歯口清掃に関する正しい知識の啓発を行います。

(2) 歯と口の健康づくりに携わる者の支援と資質の向上

現状と課題

- 障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者に対する歯と口の健康づくりにおいて、十分な支援対策がある状況ではありません。
- 障害者（児）・要介護高齢者・在宅療養者にかかわりがある多職種との連携を図ることで、歯と口の健康づくりの推進を図ることも重要です。

取組み

行政

- ◎歯と口の健康づくりに携わる保健・医療従事者などに対して、研修会などを実施することによ

り、知識や技術の習得・人材の掘り起こしなどを図り、人材確保および資質向上に努めます。
○研修会を通して、地域包括ケアでの多職種連携を強化していきます。

(3) 災害時の歯科口腔保健対策

現状と課題

- 南海トラフ大地震など大規模な地震災害の発生時において、市民の健康を守るためには、歯科医師会や歯科衛生士会、歯科技工士会など医療関係者や関係団体との密接な連携・情報共有が必要となります。
- 災害時は、誤嚥性肺炎*などの増加が懸念されるため、有効性が認められている口腔ケアに関する取組みが必要です。

取組み方針

- 災害時における地域住民の健康を守るため、地域の医療機関・団体との連携及び情報共有を促進します。
- 災害時に対応できる歯科保健、医療に関する人材の育成が必要です。
- 災害時の歯科医療活動について、検討を進めます。

取組み

個人・家庭

- 家庭における口腔ケア用災害備蓄品の準備を行いましょう。
- 防災ガイドブックによる情報収集を行いましょう。

地域

- 防災訓練などでの歯と口のケアの重要性を啓発します。

団体(学校・企業など)

- 行政とともに防災訓練を実施します。
- 災害時に対応できる歯科医療関係者の人材育成を実施します。
- 防災講話による歯と口の健康に関する啓発を行います。

行政

- 関係機関と一緒に避難所での訓練を実施します。
- ◎災害時の歯と口のケアについて啓発・周知を行います。
- 避難所で掲示するための歯と口のケアに関する啓発用ポスターを作成します。
- 防災ガイドブックによる広報を継続して実施します。

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

歯と口の健康づくりの取組みは、保健、医療、福祉教育などの施策と深く関連するため、関係部局と相互に連携を図りながら取り組む必要があります。

家庭、地域、学校、企業と協働・連携しながら、生涯にわたる歯と口の健康の保持増進の実現に向けて推進していきます。

歯科口腔保健推進計画をより実効性のあるものとして推進していくために、基本目標をはじめ、基本方針別計画の進捗状況を把握しながら、取組みを進めていきます。また、公衆衛生の向上及び市民の健康と福祉の増進について、豊橋市地域保健推進協議会歯科保健推進部会などで、進捗、管理、分析、評価を行い、効率的かつ着実に推進していきます。

また、今後、国、県において実施される歯科保健に関する様々な施策や社会環境の変化を受けて、本市において対応すべき課題も変化していくことが予想されます。

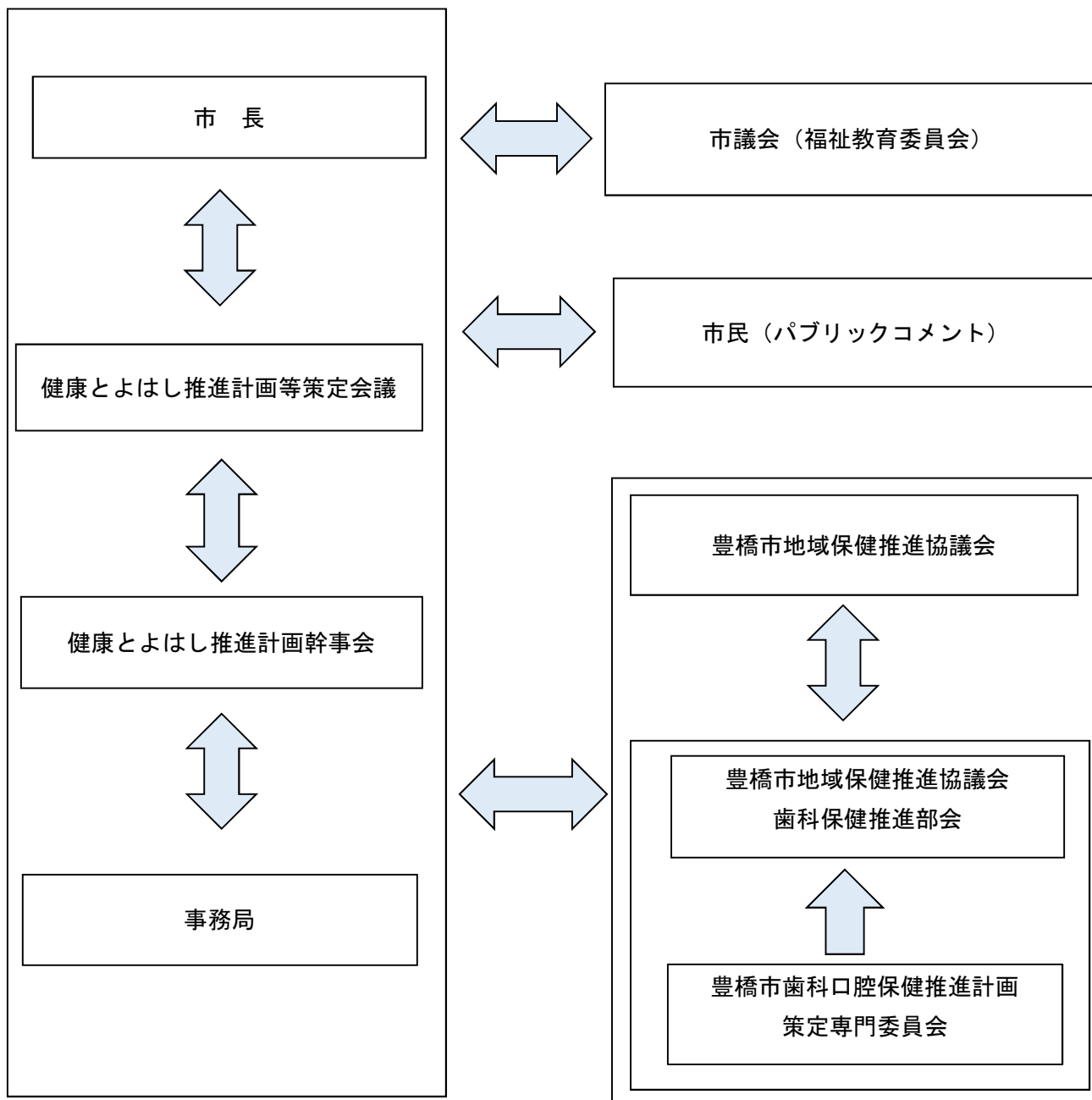
このような状況に対応するため、適時適切に新しい課題への検討を進めるとともに、柔軟な対応をしていきます。

資料編

資料編

1 計画策定体制

(1) 策定組織図



(2) 豊橋市地域保健推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 保健、医療、福祉の一層の充実、強化を推進し、公衆衛生の向上及び市民の健康と福祉の増進を図るため、豊橋市地域保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域保健の推進に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉の連携及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関等を代表する者等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係団体
- (2) 医療施設
- (3) 保健衛生団体
- (4) 学校関係者
- (5) 社会福祉関係者
- (6) 事業者等
- (7) 学識経験者等

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 副会長は、会長が協議会に諮って選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、具体的かつ専門的な事項について、検討、協議させるため部会を置くことができる。

- 2 部会長は、会長が選任する。

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、健康部保健所健康政策課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

豊橋市地域保健推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	所属団体
会長	安井 洋二	一般社団法人 豊橋市医師会
副会長	山口 堅三	一般社団法人 豊橋市歯科医師会
委員	中嶋 孝任	一般社団法人 豊橋市薬剤師会
〃	河合 正治	豊橋市獣医師会
〃	市原 透	独立行政法人 国立病院機構豊橋医療センター
〃	加藤 岳人	豊橋市民病院
〃	杉原 敏雄	愛知県食品衛生協会豊橋支部
〃	左京 みなもとの三郎	豊橋生活衛生同業組合連合会
〃	小川 眞由美	豊橋市食生活改善協議会
〃	市川 徹	豊橋市立小中学校長会
〃	掛布 喜代子	豊橋市民生委員児童委員協議会
〃	河合 亮二	社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会
〃	今川 智嗣	豊橋市老人クラブ連合会
〃	松井 孝悦	豊橋商工会議所
〃	木田 きよえ	JA豊橋女性部会
〃	原 基修	豊橋市自治連合会
〃	柿原 ヤヨイ	公益財団法人 豊橋市国際交流協会
〃	新井野 洋一	愛知大学地域政策学部

(3) 豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 豊橋市歯科口腔保健推進条例（平成28年豊橋市条例第32号）第8条の歯科口腔保健の施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定するため、豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、歯科口腔保健推進計画の策定に向けて、歯科保健推進部会へ提言を行う。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者及びその構成員等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療または福祉に関する職務に従事する者
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 学校関係者
- (5) その他健康づくりに関連する団体・組織から推薦された者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康部保健所健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員名簿

役 職	氏 名	選 出
会 長	嶋崎 義浩	愛知学院大学歯学部
副会長	松井 和博	一般社団法人豊橋市歯科医師会
委 員	宇佐美 毅	愛知県健康福祉部
〃	糟谷 泰秀	一般社団法人豊橋市医師会
〃	佐藤 隆之	一般社団法人豊橋市薬剤師会
〃	佐野 寛	東三河地域産業保健センター
〃	朝倉 博子	豊橋市南部地域包括支援センター
〃	榊原 裕子	愛知県歯科衛生士会三河東部支部

(順不同、敬称略)

(4) 豊橋市地域保健推進協議会歯科保健推進部会運営要領

1. 目的

豊橋市地域保健推進協議会設置要領第7条に基づき設置された歯科保健推進部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定め、もって、生涯を通じた歯科保健活動(8020運動)を円滑に推進することを目的とする。

2. 協議事項

部会は、次の事項を協議する。

- (1) 歯科保健事業に関する事項。
- (2) その他部会長が必要と認める事項。

3. 構成

1 部会は、次に掲げる組織の者のうちから構成する。

- (1) 豊橋市歯科医師会
- (2) 豊橋市医師会
- (3) 豊橋市薬剤師会
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 保健、医療または福祉に関する職務に従事する者
- (6) 学校関係者
- (7) 健康づくりに関連する団体・組織から推薦された者
- (8) 豊橋市関係各課
- (9) その他部会長が適当と認めた組織の者

2 部会長は、保健所長をもって充て、部会を統括する。

4. 会議等

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、必要に応じて開催とする。
- (2) 会議の議長は、原則として部会長とする。ただし、協議の内容に応じて、部会長があらかじめ指定した者を議長とすることができる。
- (3) 部会長は、協議の内容に応じて、構成組織の者以外の者を出席させることができる。

5. 協議事項の申し出

- (1) 構成員は歯科保健に関する事項を検討する必要がある場合には部会長に申し出るものとする。
- (2) 部会長は構成員から申し出があったときには、歯科保健に関する事項を検討するため、できるだけ速やかに部会を招集するものとする。

6. 会議等の公開

部会の会議は、原則公開とする。ただし、豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)第6条第1項各号に規定する非公開情報(以下単に「非公開情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨を議決したときは、この限りでない。部会の会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、これらに非公開情報が記録されている場合

は、当該部分是非公開とする。

7. 報告

部会の会議での決定事項及び協議結果は、直近の豊橋市地域保健推進協議会の会議に報告するものとする。

8. 記録の保管

部会長は、部会の会議の記録を整備し、これを適切に保管する。

9. 庶務

部会の庶務は、保健所健康増進課において処理する。

10. その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定めることができる。

附則 この要領は、平成11年7月2日から施行する。

附則 この要領は、平成15年8月4日から施行する。

附則 この要領は、平成20年1月15日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成26年12月26日から施行する。

附則 この要領は、平成29年1月24日から施行する。

豊橋市地域保健推進協議会歯科保健推進部会委員名簿

役職	氏名	選出
部会長	健康部長	豊橋市健康部
委員	嶋崎 義浩	愛知学院大学歯学部
〃	宇佐美 毅	愛知県健康福祉部
〃	松井 和博	一般社団法人豊橋市歯科医師会
〃	糟谷 泰秀	一般社団法人豊橋市医師会
〃	佐藤 隆之	一般社団法人豊橋市薬剤師会
	佐野 寛	東三河地域産業保健センター
	朝倉 博子	豊橋市南部地域包括支援センター
	榊原 裕子	愛知県歯科衛生士会三河東部支部
	保健給食課長	豊橋市教育委員会

(順不同、敬称略)

(5) 健康とよはし推進計画等策定会議設置要綱

(設置)

第1条 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂並びに豊橋市歯科口腔保健推進計画を策定するため、健康とよはし推進計画等策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂に関する方針の決定
- (2) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画改訂案の策定
- (3) その他健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂に関し必要な事項
- (4) 豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定に関する方針の決定
- (5) 豊橋市歯科口腔保健推進計画案の策定
- (6) その他豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定に関し必要な事項

(策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議を招集し、会務を総理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 策定会議は、健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂並びに豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて豊橋市地域保健推進協議会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第4条 策定会議の下に、健康とよはし推進計画幹事会及び豊橋市母子保健推進計画幹事会並びに豊橋市歯科口腔保健推進計画幹事会（以下「幹事会等」という。）を置き、別表第2及び別表第3並びに別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会等は、次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に必要な資料を提出する。
 - (1) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画の改訂に関する調査、検討
 - (2) 健康とよはし推進計画及び豊橋市母子保健推進計画改訂の素案の作成
 - (3) 豊橋市歯科口腔保健推進計画に関する調査、検討
 - (4) 豊橋市歯科口腔保健推進計画の素案の作成

(策定作業チーム)

第5条 幹事会等に策定作業チームを置き、委員は幹事会等の推薦者をもって充てる。

- 2 策定作業チームは、前条2に掲げる事項を円滑に進めるため調査検討し、幹事会等に必要な資料を提出するものとする。

(事務局)

第6条 策定会議、健康とよはし推進計画幹事会の事務局を健康部保健所健康政策課に置き、豊橋市母子保健推進計画幹事会の事務局を健康部保健所こども保健課に置き、豊橋市歯科口腔保健推進計画幹事会の事務局を健康部保健所健康増進課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月11日から施行し、計画の策定をもってその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

策定会議名簿

区 分	役 職 名
会 長	健康部長兼保健所長
副 会 長	福祉部長兼福祉事務所長
委 員	危機管理統括部長
〃	総 務 部 長
〃	財 務 部 長
〃	企 画 部 長
〃	市 民 協 創 部 長
〃	こども未来部長兼福祉事務所副所長
〃	産 業 部 長
〃	都 市 計 画 部 長
〃	教 育 部 長

別表第2（第4条関係）

健康とよはし推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	健康政策課長
委 員	政策企画課長兼地方創生推進室長
〃	市民協働推進課長
〃	「スポーツのまち」づくり課長
〃	国 保 年 金 課 長
〃	長 寿 介 護 課 長
〃	こども未来政策課長
〃	こども家庭課長兼こども若者総合相談支援センター長
〃	健康増進課長
〃	こども保健課長
〃	農業企画課長
〃	まちなか活性課長兼まちなか図書館整備推進室長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長
〃	生 涯 学 習 課 長

別表第3（第4条関係）

豊橋市母子保健推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	こ ども 保 健 課 長
委 員	政策企画課長兼地方創生推進室長
〃	障 害 福 祉 課 長
〃	こ ども 未 来 政 策 課 長
〃	こども未来館副館長兼事務長
〃	こども家庭課長兼こども若者総合相談支援センター長
〃	保 育 課 長
〃	健 康 政 策 課 長
〃	健 康 増 進 課 長
〃	こども発達センター事務長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長

別表第4（第4条関係）

豊橋市歯科口腔推進計画幹事会名簿

区 分	役 職 名
幹 事 長	健 康 増 進 課 長
委 員	防 災 危 機 管 理 課 長
〃	政策企画課長兼地方創生推進室長
〃	福 祉 政 策 課 長
〃	長 寿 介 護 課 長
〃	障 害 福 祉 課 長
〃	健 康 政 策 課 長
〃	こ ども 保 健 課 長
〃	こども発達センター事務長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	保 健 給 食 課 長

(6) 計画策定の経緯

年月日		主な検討事項等
平成 28 年度	5 月	○豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会設置
		○豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会委員委嘱
	8 月 25 日	○第 1 回豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会 豊橋市の歯科保健事業等の現状について 計画策定の基本的な考え方、アンケート調査の概要協議
	10 月 6 日	○第 2 回豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会 健康づくりに関するアンケート調査における歯科保健 調査項目について
	11~12 月	○健康づくりに関する市民意識調査 対象：小学 6 年生、中学 3 年生、高校 3 年生
	2 月 9 日	○第 3 回豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会 健康づくりに関するアンケート調査の結果について (歯科関連項目速報値)
		○歯科保健推進部会 健康づくりに関するアンケート調査の結果について (歯科関連項目速報値)
	3 月	○高齢者福祉施設における歯科保健アンケート調査 ○障害者福祉施設における歯科保健アンケート調査
3 月 27 日	○第 1 回地域保健推進協議会 豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定について	
平成 29 年度	4 月 25 日	○第 1 回策定会議 豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定について
	4 月 27 日	○第 1 回幹事会 豊橋市歯科口腔保健推進計画の策定について
	5 月 25 日	○第 1 回豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会 豊橋市歯科口腔保健推進計画骨子(案)について
	7 月 7 日	○第 2 回幹事会 豊橋市歯科口腔保健推進計画の骨子について
	7 月 27 日	○第 2 回豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会 豊橋市歯科口腔保健推進計画素案について
	9 月 11 日	○第 3 回幹事会 豊橋市歯科口腔保健推進計画(案)について
	9 月 27 日	○第 2 回策定会議 豊橋市歯科口腔保健推進計画(案)について
	10 月 12 日	○第 3 回豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会 豊橋市歯科口腔保健推進計画(案)について
	11 月 14 日	○福祉教育委員会 豊橋市歯科口腔保健推進計画(案)について
	12月1日~1月4日	○パブリックコメント実施
	1 月 18 日	○第 4 回豊橋市歯科口腔保健推進計画策定専門委員会 豊橋市歯科口腔保健推進計画(案)について
		○歯科保健推進部会 豊橋市歯科口腔保健推進計画(案)について
1 月 25 日	○第 1 回地域保健推進協議会 豊橋市歯科口腔保健推進計画(最終案)について	

2 用語説明

【あ行】

○永久歯

一般的に言う「おとなの歯」のことで、全て生えそろうと28本（親しらずを含めると32本）になります。

○嚥下^{えんげ}

食べ物などを飲み込む運動のことを指します。食べ物などを口から胃へ送るために、あごやのどの筋肉が反応して行われます。

○園歯科医

保育園や幼稚園、認定こども園で歯科健康診断や歯科保健指導、歯科健康教育などの職務を行う歯科医師のことです。

○嚥下体操^{えんげ}

嚥下を行うために必要な筋肉を維持するため、鍛えるための体操です。舌やのどなどのお口の筋肉を動かします。

【か行】

○健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことです。

○誤嚥性肺炎^{ごえんせいはいえん}

嚥下機能が衰えることにより、口から食道へ入るべきものが気管に入ってしまうことを誤嚥^{ごえん}といいます。誤嚥性肺炎は、唾液や食べ物、胃液などと一緒に細菌を気道に誤って吸引することにより発症する肺炎のことです。

○根面う蝕^{こんめんしよく}

加齢と共に、歯肉はだんだん下がるため、今まで歯肉に覆われていた歯の根っこの部分が露出します。歯の表面とは違いエナメル質層がないため、むし歯になりやすく、高齢者に多くみられます。

【さ行】

○歯周炎

歯肉だけではなく、歯槽骨^{しそうこつ}（歯が生えている骨）にまで広がった炎症のことを指します。放置すると、歯の喪失につながります。

○歯周病

歯を支えている歯肉や歯槽骨などの周りの組織（歯周組織）にみられる、炎症性の病気で、初期の歯肉炎から重度の歯周炎までを含めた総称です。

○歯周ポケット

歯周病などで歯肉に炎症が生じることにより、歯と歯肉の境目にある溝がポケットのように深くなってしまった状態のことです。

○歯肉炎

歯肉に見られる細菌による炎症で、歯周病の初期症状です。歯肉が赤く腫れたり、歯みがきをすると血が出たりします。その多くが適切な歯みがきなどで改善します。

○自浄作用^{じじょう}

お口に本来備わっている、自分で清潔を保つ力のことで、歯の表面や、歯と歯のすきま、舌などのお口の粘膜に付着した汚れや細菌を唾液により洗い流し清潔を保ちます。

○食育

食事や食べ物に関する知識と選択力を身につけ、健全な食生活が送れるようにするための教育のことです。食を通して人間として生きる力を育むことを目的としています。

○摂食^{せつしょく}

食べ物を食べることです。

○咀嚼^{そしゃく}

食べ物を、細くなるまで歯でよくかむことです。

【た行】

○第1大臼歯

別名6歳臼歯とも言われています。永久歯の中で一番大きく、かむ力も一番強い、かみ合わせの基本になる歯です。

【な行】

○乳歯

子どもの頃に生える歯のことで、生後6か月頃から生え始めます。

乳歯が生え揃うのは、2歳から2歳6か月頃で全部で20本になります。

【は行】

○8020運動^{はちまるにいまる}

永久歯28本（親しらずを除く）のうち、自分の歯が20本以上あれば食生活に支障がないという研究報告から、80歳でも20本以上自分の歯を保ち、自分の歯で食べる楽しみを味わい、心豊かに明るく話し、笑える毎日を過ごそうという趣旨の運動です。

○不正咬合^{ふせいこうごう}

歯ならびやかみ合わせが悪い状態であることです。

○フッ素

フッ素とは自然界に広く分布している元素で、他の元素と結合したフッ素化合物（フッ化物）の形で存在します。地中や海水、河川、動植物などにも微量ながら含まれています。また、飲料水や海産物、肉、野菜、お茶などにも含まれている自然環境物質です。適量として作用させることで歯の質を強くし、ミュータンス菌が産生する酸に対する歯の抵抗力を上げることができます。

○フッ素洗口

濃度の低いフッ化ナトリウム溶液を口に入れ、洗口（ぶくぶくうがい）をする方法で、むし歯予防法の1つです。歯科医師・歯科衛生士の指導のもとで、家庭や保育園、幼稚園、認定こども園、小学校等で行われます。

○萌出時期^{ほうしゅつじき}

歯の生え始める時期のことです。

○補綴^{ほてつ}

歯の欠損部に、義歯（入れ歯）を入れたり、冠（挿し歯）をかぶせたりして歯の働きを補うことです。

【ゆ行】

○有病率^{ゆうびょうりつ}

ある一時点において、その病気を有している人の割合のことです。

3 豊橋市歯科口腔保健推進条例

平成 28 年 3 月 29 日施行

(目的)

第 1 条 この条例は、口腔^{くわう}の健康が市民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たしていること等に鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康づくりに寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び県との連携を図るとともに、次に掲げる者に協力を求めて、地域の状況を考慮するものとする。

- (1) 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下「歯科医療等業務」という。）に従事する者及びこれらの者で組織する団体（以下「歯科医療等関係者」という。）
- (2) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの及びこれらの者で組織する団体（歯科医療等関係者を除く。以下「保健医療等関係者」という。）

(歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の責務)

第 4 条 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。この項において同じ。）に資するよう、相互に、及び保健医療等関係者との緊密な連携を図りつつ、適切に歯科医療等業務を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健に資するよう、相互に、及び歯科医療等関係者との緊密な連携を図りつつ、歯科口腔保健に資する取組を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策の策定及び実施に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾

患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その使用する労働者の歯科口腔保健に資するよう、定期的な歯科検診、必要に応じた歯科保健指導その他の歯科口腔保健に資する取組を行うとともに、市が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（基本施策）

第7条 市は、市民の歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1）歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発並びに歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進に必要な施策
- （2）定期的に歯科検診を受けること、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨に必要な施策
- （3）障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること、又は歯科医療を受けることが困難なものが、これらを受けることができるようにするために必要な施策
- （4）乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置、歯科保健指導の充実その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策
- （5）口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策
- （6）災害時における歯科口腔保健のための措置に関する施策
- （7）歯科医療等関係者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援に関する施策
- （8）前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な施策

（計画の策定）

第8条 市長は、前条に定める基本施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定するものとする。

（財政上の措置）

第9条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例

平成 25 年 3 月 29 日施行

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 責務と役割（第三条－第七条）

第三章 基本的事項（第八条－第十一条）

第四章 雑則

附則

歯と口の健康は、食べる、話す、表情をつくるなどの機能を支えるとともに、生活習慣病の予防等、全身の健康の保持増進に資するなど、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。

このため、県民一人一人が生涯にわたって日常生活において自ら進んで歯科疾患の予防、早期発見、早期治療等の歯と口の健康づくりに取り組むとともに、社会全体としてもその取組を支援し、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの特性等を踏まえた、生涯を通じた切れ目のない歯と口の健康づくりに関する施策を展開していくことが重要である。

こうした認識の下、県民の歯と口の健康に関する格差の解消に向けて、本県が発祥の地であり、多年にわたり取り組まれてきた八〇二〇^{はちまるにまる}運動の推進をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策を一層推進するため、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯と口の健康が県民の健康で質の高い生活にとって基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）の趣旨を踏まえ、歯と口の健康づくりに関し、県の責務等を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって八十歳で自分の歯を二十本以上保つことの実現等を通じて県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定められるところによる。

- 一 歯と口の健康づくり 歯と口腔^{くう}の健康の保持若しくは増進又はそれらの機能の維持若しくは向上を図ることをいう。
- 二 歯科医療関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。）（以下「歯科検診」という。）、歯科保健指導又は歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- 三 保健医療関係者 保健、医療、社会福祉、教育等に係る職務に従事する者であって、歯と口の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療関係者を除く。）をいう。

四 ^{はちまるにまる}八〇二〇運動 八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動をいう。

第二章 責務と役割

(県の責務)

第三条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民の歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるよう努めなければならない。
- 3 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、歯科医療関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 県は、市町村が行う歯と口の健康づくりに関する施策の効果的な推進を図るため、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、県、歯科医療関係者、保健医療等関係者等と連携を図りながら、歯科検診の実施をはじめとする歯と口の健康づくりに関する施策の実施に努めるものとする。

(歯科医療関係者及び保健医療等関係者の役割)

第五条 歯科医療関係者は、県民の歯と口の健康づくりの推進のため、良質かつ適切な歯科検診、歯科保健指導及び歯科医療を行うよう努めるものとする。

- 2 保健医療等関係者は、健全な生活習慣の指導、食育その他の県民の歯と口の健康づくりに資する取組の推進に努めるものとする。
- 3 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、それぞれの業務において、他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 4 歯科医療関係者及び保健医療等関係者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、歯と口の健康づくりに関する理解と関心を深めるとともに、正しい知識を持つこと、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科疾患等の予防に向けた取組を行うとともに、健全な食生活習慣を身に付けること並びに定期的な歯科検診並びに必要なに応じた歯科保健指導及び歯科医療を受けることにより、生涯にわたって自ら進んで歯と口の健康づくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する子どもの歯と口の健康状態に注意し、当該子どもが歯科疾患に罹患したときは、適切な治療を受けさせるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、従業員の定期的な歯科検診並びに必要なに応じた歯科保健指導及び歯科医療を受ける機会の確保その他の歯と口の健康づくりに関する取組の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、県及び市町村が実施する歯と口の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第三章 基本的事項

(基本的事項)

第八条 県は、県民の歯と口の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 県民に対する歯科検診の受診、口腔衛生の管理、食育等の重要性をはじめとする歯と口の健康づくりに必要な知識の普及啓発に関する施策
- 二 市町村が実施する歯科検診の促進及び歯科保健指導の充実のための施策
- 三 乳幼児期から高齢期までの次に掲げるライフステージの区分に応じ、それぞれその特性を踏まえた次に掲げる施策
 - イ 乳幼児期 口腔の育成及び嚥下等に係る口腔機能の獲得を図るための施策
 - ロ 学齢期 学校教育等における歯と口の健康づくりに必要な健康教育の実施、フッ化物応用等による蝕予防及び歯肉炎予防を図るための施策
 - ハ 成人期 歯周病の予防及び改善並びに妊産婦の歯科検診の受診の促進を図るための施策
 - ニ 高齢期 歯の喪失予防に必要な良好な口腔衛生の確保及び摂食、嚥下等に係る口腔機能の維持を図るための施策
- 四 山間地、離島等の十分な歯科医療を受けることが困難な地域における歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 五 障害のある者に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 六 介護を必要とする者等の在宅歯科医療(居宅又は施設における歯科医療をいう。)を必要とする者に対する歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 七 災害発生時における迅速な歯科医療の提供体制の確保のための施策
- 八 生活習慣病等の全身疾患の予防及び改善のための歯科と医科の連携体制の強化のための施策
- 九 歯科検診を通じ、保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための施策
- 十 歯科医療関係者の資質の向上を図るための施策
- 十一 県民の歯と口の健康づくりの状況に関し、調査及び分析を行い、並びにその成果の普及を図るための施策
- 十二 前各号に掲げるもののほか、県民の歯と口の健康づくりを推進するために必要な施策(基本計画)

第九条 県は、前条の施策(以下「基本的施策」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律第十三条第一項の基本的事項として、基本計画を定めるものとする。

- 2 前項の基本計画は、県民の歯と口の健康づくりに関する基本方針、目標、基本的施策その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 県は、第一項の基本計画における基本的施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて同項の基本計画の見直しを行うものとする。

(実態調査)

第十条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基本的資料とするため、おおむね五年ごとに、歯科疾患の罹患状況等に関する実態調査を行うものとする。

- 2 県は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を公表するとともに、歯と口の健康づくりに関する施策及び前条第一項の基本計画に反映させるものとする。

(八〇二〇運動)

第十一条 県は、市町村、歯科医療関係者、保健医療等関係者、関係団体、事業者等と幅広く連携し、歯と口の健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるため、八〇二〇運動を県民運動として推進するものとする。

第四章 雑則

(財政上の措置)

第十二条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 歯科口腔保健に関する法律

法律第九十五号（平二三・八・一〇）

（目的）

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組みが口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識をもつとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知

識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用を促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本方針その他の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健・医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

平和・交流・共生の都市宣言

私たちのまち豊橋市は、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、“すべての人とともに生きる”、気概と誇りをもったまちづくりを進めています。

市制 100 周年を機に、私たちは、先人の英知と情熱の歴史を受け継ぎ、核の脅威のない真の恒久平和と世界の持続的な発展に貢献するため、広い分野にわたる交流と国際協力の取組みに努めます。

また、多様な文化や生活・習慣への理解を深め、自らの役割と責任を自覚するなかで、互いに信頼し尊重しあう心を持ち、人が輝き安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

心豊かで笑顔あふれる豊橋を次の世代に引き継ぐため、私たち豊橋市民は、一人ひとりが、未来への夢と高い志を持ち、“世界に開かれ、世界に友人をもつ豊橋”、“平和を希求する豊橋”をめざすことを決意し、ここに「平和・交流・共生の都市」を宣言します。

平成 18 年 12 月 18 日

愛知県豊橋市

豊橋市歯科口腔保健推進計画

平成 30 年 3 月

発行: 豊橋市

編集: 豊橋市健康部 保健所健康増進課

〒441-8539 豊橋市中野町字中原 100 番地

電話 (0532) 39-9145 FAX (0532) 38-0770

電子メール kenkouzoushin@city.toyohashi.lg.jp
